

会

議

午前10時 0分開会

議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 17年 1月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（佐々木嘉昭君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より 28日までの3日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

会議録署名議員の指名

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、8番 増田 清君と、9番 土屋勝利君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月20日、第113回静岡県東部地区市議会議長会が伊東市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この議長会では、沼津市提出の「支援費制度の予算確保と支給基準（ガイドライン）の策定に関する要望」及び伊東市提出の「被災者生活再建支援法の抜本的改正について」の2件の議案を審議し、議決いたしました。この2件につきましては、2月3日開催

の静岡州市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、1月15日、下田市・富士市・戸田村とともにとり行われた日口友好 150周年記念事業が富士市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に、監査委員より平成16年10月分の出納検査結果報告書1件及び定期監査報告書4件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ごらんください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君）朗読いたします。

下総庶第13号。平成17年1月26日。

下田市議会議長 佐々木嘉昭様。静岡県下田市市長 石井直樹。

平成17年1月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成17年1月26日招集の平成17年1月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 みなと橋架替工事（上部架設工）請負契約の締結についての一部変更について、議第2号 南伊豆総合計算センターの解散について、議第3号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分について、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定について、議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

下総庶第14号。平成17年1月26日。

下田市議会議長 佐々木嘉昭様。静岡県下田市市長 石井直樹。

平成17年1月下田市議会臨時会説明員について。

平成17年1月26日招集の平成17年1月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、市長公室長 出野正徳、総務課長 高橋久和、市民課長 土屋徳幸、税務課長 鈴木布喜美、監査委員事務局長 岩崎幸夫、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎正敏、観光商工課長 藤井恵司、農林水産課長 金崎洋一、健康福祉課長 糸賀秀穂、環境対策課長 村嶋 基、教育委員会学校教育課長 森 廣幸、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で諸般の報告を終わります。

議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第1号 みなと橋架替工事（上部架設工）請負契約の締結についての一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第1号 みなと橋架替工事（上部架設工）請負契約の締結についての一部変更についてご説明申し上げます。

平成16年7月7日、議第40号で議決いただきましたみなと橋架替工事（上部架設工）請負契約の締結についての一部を変更したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、工事の内容の一部変更に伴います契約金額の減額のためでございます。

契約金額の一部変更につきましては、議決されました契約金額2億1,945万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,045万円）から474万6,000円を減額いたしまして、契約金額を2億1,470万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,022万4,000円）に改めるものでございます。

それでは、変更内容につきましてご説明させていただきます。

変更内容は多種ございますが、主なものは、1点目として、主桁、橋桁ともいいますが、これの架設方法の変更に伴います減額、2点目としまして、床版の型枠の変更に伴います塩害塗装費の減額、3点目としまして、交通整理人の減少に伴います減額であります。

1点目の主桁の架設方法の変更でございますが、平成15年度に契約し、平成16年度へ繰り越しさせていただきました上部工の桁製作が完成し、作業構台に搬入されております主桁を橋台、橋脚上に据えつける作業でございます。

当初の主桁架設方法でございますが、説明資料の1ページをお開き願います。

主桁は、G1からG8の8本で、1本当たり63.7メートルのものを7部材に分割されて、合計56部材として工場より運搬されてきたものでございます。

まず、7つに分割されている主桁を、A2橋台側4部材（緑色）、残りA1橋台側3部材

(黒色)を構台上で組み立て、主桁1本を2分割された形状として接合し組み立てます。次に、このA2橋台側4部材組み立て完了したものを100トンクレーン2台にてA2橋台及びP1橋脚に据えつけ、最後に、A1橋台側3部材組み立て完了したものを100トンクレーン1台にてP1橋脚からA1橋台へつり移動させ、最終接合を行い、1本の主桁に組み立てます。1本に組み立てられました主桁を移動させ、所定の位置に設置する方法でありました。

この架設方法で施工する場合、100トンクレーンのつり能力から青色で着色した作業構台の増設が必要となり、H鋼40センチのもの36メートル1本の支持くいの打ち込みを行う計画でありましたが、H鋼打ち込み時の振動が再度付近の民家に影響を及ぼすことから、増設を中止し、架設方法を見直すことといたしました。

1つ目の案として、100トンクレーンでは、つり能力から作業構台を増設しクレーンを架設する構台に近づける手法がありますが、クレーンを大きくすることにより、現況の作業構台のまま対応できないか検討いたしました。クレーン能力を150トンとすることにより、つり能力は満足しますが、作業構台がつったときのクレーンにかかる重さに持ちこたえられないため、施工不能でありました。

2つ目の案として、1本の主桁を3分割し架設する方法であります。

説明資料の2ページをお開き願います。

この方法は、7つに分割されている主桁を、A2橋台側3部材(赤色)とA1橋台側3部材(茶色)を構台上で組み立て、P1橋脚部分の1部材(黄色)を残し、3分割された形状として接合し組み立てます。次に、P1橋脚部分の1部材(黄色)を100トンクレーンにてP1橋脚部分に仮据えつけ固定し、クレーンはつったままの状態とします。それから、A2橋台側3部材(赤色)を100トンクレーンで移動させ、先ほど仮据えつけ固定した黄色の部材と空中にて接合組み立てし、P1橋脚・A2橋台に仮置きします。

最後に、A1橋台側3部材(茶色)を100トンクレーンにてP1橋脚からA1橋台につり移動させ最終接合を行い、1本の主桁に組み立てます。1本に組み立てられました主桁を横移動させ、所定の位置に設置する方法であります。この方法では、クレーンでつる荷の重さを小さくできるため、クレーン能力も満足し、現況の作業構台での施工が可能となりましたので、この方法を採用いたしました。

この方法を採用することにより、主桁架設自体の工事費は多少増額となりますが、作業構台の増設がなくなる分減額となり、トータルで減額となるものでございます。

2点目の床版型枠の変更でございますが、説明資料の3ページをお開き願います。

まず、床版でございますが、主桁の架設完了後に道路となるところで、黄色に着色してある部分をいいますが、これは鉄筋を加工・組み立てし、コンクリートを打設して製作しますが、このコンクリートを打つための型枠、道路の下側の部分の変更でございます。

当初は、型枠につきましては、従来の木製型枠を使用し、コンクリート打設完了後型枠を撤去し、塩害対策の塗料 桃色の部分ですけれども、これを塗る計画でありました。今回この型枠につきまして、アーチ状の特殊コンクリート製型枠、緑色の部分ですけれども、これを使用いたしました。この型枠は埋め型枠でありまして、コンクリート打設後解体しないものであります。このため、コンクリート打設後も道路下側にアーチ状の特殊コンクリート製型枠がはりとして残り、構造物の耐久性の向上が図られ、対塩害性能にすぐれており、また工期の短縮になることから採用いたしました。

型枠自体は二次製品のため増額となりますが、塩害対策塗装が不要となり、塗装面積の削減が図られることにより、トータルで減額となるものです。

3点目の交通整理人の減少でございますが、交通整理人は、現場への車両出入りが武ガ浜しか通行できなく、大型車両の誘導のため工期内の日数を見込んでおりましたが、作業構台の増設がなくなったこと、型枠の変更により工期の短縮が図られたこと等、必要人数を縮減できたことによる減額でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第1号 みなと橋架替工事（上部架設工）請負契約の締結についての一部変更についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 今回、この契約金額の変更に伴って減額変更になるわけですが、ただいまの説明によりまして、多少合理的な工事が行われたために、精算したところ減額になるということでございます。みなと橋は、武ガ浜あるいは旧町内の市民にとっては一刻も早い完成というものが望まれているわけですが、この工事の変更に伴いまして工期の変更は伴わないのかどうか、これが質問の1点目でございます。

第2点目は、既に仮橋が撤去されまして、実質的に橋を使ってこの旧町内から武ガ浜方面への施工が行われているわけですが、先ほど申し上げましたように、全面的な開通

というふうなものが一刻も早く望まれているということで、全面開通の見通しはいつごろになるのか、この2点についてお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） この契約に対して工期の変更が伴ったのかというご質問でございますけれども、当初、7月7日の契約から工期につきましては17年1月20日ということで契約をお願いしてあったわけですが、これにつきましては一応2月15日まで今現在延長しております。

といいますのは、この延長理由につきましては、占有者によります工事に伴いまして仮設のつり足場が必要だということで、そのために占有物件の添架が終わらない限りこれの撤去ができなかったということで、一応2月15日まで延長しております。

それと、新橋につきましては、この全面開通の時期でございますけれども、今年度内、3月末までにはこれを開通させるつもりで今努力しております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 現在一応通行させているのは、仮に通行させているということで全面的な供用開始ではないわけですが、工事中であって多少の危険を伴うような状態での供用開始ということであるわけなんです、この点については問題ないでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今現在、仮橋の撤去を行っております。そのために新しい橋を使って、旧町内から武ガ浜側への歩行者あるいは車両の通行をやらせておりますけれども、それについては、とりあえず今のところ問題は出ておりません。そういうことでよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） つくったものに対してですか。それは今のところ一切ありません。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） 新橋を使つての問題は今のところ一切ございません。といいますのは、一応仮橋の撤去といいますか、今撤去をやらなければならないということで仮に通しておりますけれども、一応この検査につきましても、中間検査ですかそういったことも全部やっておりますので、支障は出てきておりません。

議長（佐々木嘉昭君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第1号 みなと橋架替工事（上部架設工）請負契約の締結についての一部変更については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第2号及び議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第2号 南伊豆総合計算センターの解散について、議第3号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第2号 南伊豆総合計算センターの解散について及び議第3号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分について、一括にてご説明いたします。

本日、追加表ということで、皆様のお手元に配付させていただきました 解散に関する基本方針を見ていただきたいと思います。この基本方針につきましては、構成団体の各首長さん

の確認と合意が平成 17年 1月 1日付でなされております。

まず、1 ページをお願いします。

南伊豆総合計算センターは、事務の電算化と合理化に対応するため、賀茂郡 7 市町村が構成団体になりまして、昭和 48年 4月 1日に南伊豆総合計算センター組合が設立され、当時は事務所を落合浄水場内に置きました。その後、業務の拡大により事務所が狭くなったことから、昭和 54年に下田市敷根に新庁舎を建設し、職員 6 人体制で事務を始めました。平成になりまして当センターからの離脱問題が生じ、平成 2 年には西伊豆町が、さらに平成 3 年には東伊豆町が業務を引き上げました。結局、構成団体は 5 団体となりましたが、時代の要求によりその後職員 2 人を増やしまして、漢字化、住民情報、税情報、財務情報など各業務のオンライン化などを精力的に進め、賀茂郡下の電算事務処理の中核機関として現在に至っております。

そのセンターの概要でございますが、組合は南伊豆総合計算センター、所在地は静岡県下田市敷根 12番 19号です。設立年月日は昭和 48年 4月 1日、構成市町村数は賀茂郡下 1 市 5 町 1 村ですが、現在は東伊豆町が単独処理、西伊豆町が民間委託を行っております。

組織ですが、管理者は下田市長、副管理者は賀茂郡町村会長の河津町長で、収入役は下田市の収入役を充てております。なお、事務長は下田市の職員が兼務しております。

事業の負担ですが、均等 2 割・人口 8 割の割合でもって予算編成を行っております。しかし、業務休止団体については 2 割・8 割で計算を算出後、出された数値の 10分の 1 の負担をさせていただきます。

機器等の環境ですが、A C O S の i - P X 7300のホストコンピューターとオンライン 15回線により構成団体等を結んでおります。主な設備は自動運転装置や火災自動消火装置などでございます。

基本方針の 3 ページをお願いします。

では、解散に向けての経過等でございますが、平成 15年 11月 1日に賀茂郡町村会より管理者下田市長あてに、計算センターの解散についての要望書が提出されました。また、あわせて同日付で、西豆三町村合併協議会の会長である松崎町長より、合併後は計算センターからの離脱の意思がある旨の報告がありました。当センターに要する経費や電算システムの将来性を考えますと、これらの電算システムは民間委託のクライアントサーバー方式に切りかわっていくことを踏まえ、また当時は合併が推進されていることを考えまして、解散はいたし方ないと判断し、平成 16年 1月 19日の運営会議の席において、管理者から各町村長に解散の

旨を伝えました。協議の上、解散は平成 17年 9月 30日とし、解散に関しての財産などの諸問題について、今後担当課長・係長で協議をしていくことにしました。また、上部団体である静岡県にも 9月 30日に解散の旨を伝え、協議をしてきました。

しかし、昨年 11月に下田市以外の構成団体の長から、解散は 3月 31日という意向が出されました。11月 30日に臨時の運営会議を開催しまして協議を行いました。今年の 4月 1日から、河津町、松崎町、旧賀茂村の電算業務は民間委託の手法で稼働しますが、財務会計に係る事業等は解散後もセンターのホストコンピューターを使用することから、当市と南伊豆町は、4月から 9月までの間は本業務であり 9月解散を主張しましたが、ほかの首長さんは、4月以降は残務業務であるという考え方で相違がありました。リース物件の解約だけを比較しますと 3月解散の方が高くはなりますが、法人を残すことにより、人件費、法人の維持費、リース料などを含めると 3月解散の方がわずかに低くなること、その根拠となる積算については、別紙条例改正関係等説明資料の 9ページ、10ページにその数値を挙げてございます。

すみませんが、9ページ、10ページをお願いいたします。

3月解散の場合と 9月解散の場合の収支の比較をそこで区切ってございます。時間の関係で詳細なる説明は省かせていただきまして、さらに資料の 10ページを見ていただきたいと思っております。

3月解散のリースの解約費用は、上から 2つ目の表を見ていただきたいと思っております。合計で 3,84万 4,807円でございますが、当市の負担は 1,605万 8,000円となるものです。9月だと、その一番下の表でございますが、リース解約は 2,587万 5,141円となり、その差額は 1,253万 9,666円でございます。

では、もう一度、資料の 9ページに戻っていただきたいと思っております。

人件費を除く 17年度の前半分の電算業務だけを比較してみますと、3月解散ですと 2,590万円で、9月解散が 3,933万 7,000円となります。その差が 1,343万 7,000円と 9月解散の方が高くなるわけですが、その要因は、法人に要する経費とか再リース料と本リース料の差でございます。総合的に比較しますと 3月解散の方が 168万 5,000円ほど安くなります。その数字は資料の右端の一番下側に記してございます。また、会計年度に合わせるということから、やむを得ず 3月 31日解散ということで話がまとまりました。

なお、解散に向けての会議の開催状況は、もう一度基本方針に戻っていただきまして、基本方針の 3ページに記してあるとおりであります。

次に、財産等の処理ですが、南伊豆総合計算センターの財産は土地・建物及び物品でございます。建物は、昭和 54年度に現在の事務所を 8,176万円で建築いたしました。今のところ使用目的がありませんので、これについては取り壊すことにしました。

土地につきましては売却する予定であります。その土地ですが3筆ございまして、別紙条例改正関係等説明資料の5ページから8ページに登記簿の写しをつけさせていただきました。面積は約 69平方メートルで、昭和 53年度に 3,000万円で購入しております。

物品については、下田市に無償譲渡ということで、これは協議が調っております。その物品ですが、基本方針の4ページにその明細をつけてございます。この物品は決算の財産に関する調書に掲載されており、公有財産として扱っているものでございます。ただ、ほとんどの物品がもう耐用年数を経過しており、財産としては非常に価値の低いものとなっております。ちなみに、購入時の額は全部で 2,241万 7,000円でありましたが、今の残存価額では約 170万 9,000円でございます。

次に、機器等の債務負担管理表ですが、3月 31日に解散することによって、リース残が残っている7種類の機器とその残日数でございます。

次に、職員の扱いですが、これは一番神経を使って協議してきた事項でございます。構成市町村の人口割によって採用していただくこととなりました。その人数は、下田市が3人、西伊豆町・賀茂村で1人、東伊豆町で1人、河津町1人、南伊豆町1人、松崎町1人でございます。

では、解散後の清算業務ですが、基本方針の8ページ、9ページをお願いいたします。

解散後の事務処理は、管理者である下田市長がすべてを承継するものでございます。では、承継する事務の定義でございますが、公文書類、公法上の未徴収金及び歳計現金をいいます。債権は地方自治法 23条の財産に含まれますので、財産処分の対象であると考えられますが、公法上の未徴収金は特定の事務処理について生じたものであり、事務の承継と密接不可分な関係があることから、協議という自由意思で決定されることは妥当性を欠くこととなります。金銭債権及び公用書類は財産処分の対象になるべきでなく、事務の承継の対象といたしました。

では予算・決算の扱いですが、予算については打ち切り予算であり、組合の解散時にその効力を失いますが、支出負担行為や歳入の調定は事務の承継となります。決算については、地方自治法施行令第5条第2項の規定の準用により解散の日をもって打ち切れ、旧一部事務組合の管理者だった者、下田市長が決算をすることとなります。

恐れ入りますが議案に戻っていただきまして、議第 2 号 南伊豆総合計算センターの解散について。

地方自治法第 288 条の規定により、平成 17 年 3 月 31 日限りで南伊豆総合計算センターを解散するものとする。

引き続き、議第 3 号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分について。

地方自治法第 289 条の規定により、南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町村と協議のうえ定めるものとする。

財産処分に関する協議書（案）。

地方自治法第 289 条の規定により、南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

財産は下記に定める土地、建物及び物品とする。

1、土地及び建物。土地及び建物は、南伊豆総合計算センター規約第 13 条第 2 項に定める負担割合（均等割 10 分の 2 人口割が 10 分 8）の持ち分により下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村に帰属する。

土地、下田市敷根 723 番 1、雑種地 240 平米、同じく 723 番 7、雑種地 340 平米、同じく 724 番 3、雑種地、113 平米でございます。

建物、所在地は下田市敷根 723 番 7、構造は鉄筋コンクリート造 2 階建て、建築面積が 195.88 平米、延べ床面積が 411.79 平米でございます。

2、物品。物品は、下田市に無償譲渡する。物品の明細ですが、普通四輪自動車 1 台、空調装置（冷暖房）10 台、空調清浄機 1 台、磁気ディスク保管庫 1 台、磁気ディスク装置 3 台、情報備品保管庫移動式スタックランナー 4 台、情報保管庫 1 台、帳票等整理棚 1 式、録音機器 1 台、火災自動消火システム 1 式、パーソナルコンピューター 2 台、アプリケーション開発用ソフト 1 式、無停電電源装置 1 台でございます。

甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 議第 2 号及び議第 3 号について当局の説明が終わりました。

ただいま議題となっております 2 件について一括質疑を許します。

10 番。

10 番（小林弘次君） 自分は議会から選出されました計算センター組合の議会の議員でございます。計算センター組合の議員は、解散であるとか等々についてはほとんど権限がなくて、それぞれの議会で決定するということがございます。そういった意味からもあります

が、一応計算センターの議員として最後の議員になるわけでございます、ちょっと質問させていただきます。

まず質問は、下田市のこの計算センターの事務というのは、課長さんの説明のとおり、昭和48年頃まであるいは、小・中学校の入学の案内であるとかあるいは税額であるとか税金の納付書であるとか、手書きでそれぞれやっていたものを、コンピューターシステムを採用するという画期的なこの事務の改善が行われた時代であるわけです。

当時、自分はよく覚えているわけですが、現在、稲生沢川流域の落合にあります上水道の浄水場本館にこの計算センターの本拠が置かれまして、ここで賀茂郡下市町村が共同して処理を行うという、こういう一つの事務の改善の画期的な事業が進められたと。その中で、やはりこの間の事務改善の大きな役割を南伊豆計算センターは果たしていると思います。

そういった中で東伊豆町がやめていった経緯は、一つは、その当時のコンピューターは、名前の漢字化ということが多少計算センターは遅れておりまして、片仮名化、例えば「小林弘次」の場合には「コバヤシコウジ」という、昔、選挙人名簿等々は漢字ではなくて片仮名で来たということをご存じだと思いますが、そういうふうなことに乗じて、伊豆急行その他の誘いもあったりしまして、東伊豆町は計算センターから離脱していったわけです。

現在、この計算センターをその後離脱した東伊豆町は、共同処理から離れて自力でやったわけですが、計算センターに加わってやっていたら年間3,000万円かそこらで事が済むのに、何と1億円近くの費用をかけて営々として単独でやってきたわけです。これを議員や首長さんは承知しながらこういうふうに来てきたわけです。

それで、今回再び合併問題が颶風のように数年前に起きまして、国や県のさまざまな勧めに応じて、やれ法定協議会だ、やれ任意協議会だ、やれ勉強会だということで多額の公費を使って合併騒動が起きた。それに伴って、いわゆる共同処理などというのはもう必要としないんだという流れが生まれて、計算センター処理というものからいわゆる外部委託によって単独で処理するという方向に流れが進んでいった。しかし、結果として見て、現在合併が進んだのは賀茂村と西伊豆町の1村1町のみで、あとはほとんど現状は変わらないわけです。

したがって、そういった意味からするならば、共同で処理することの優位な条件というのは変わらないわけです。例えば、下田市や河津町や南伊豆町や松崎町が今後計算センターをやめて、他の業者に下田市のあらゆる情報をゆだねて、そこにそういう計算センターの事務を委託した場合には、下田市においても今後は、課長さんの説明では、ほぼ計算センターに出してきた五、六千万円ぐらいだろうと。立ち上げのときに三、四千万円かかるだけで、あ

と年間では五、六千万円と、ほぼ計算センターに出したのと同じくらいの金額で済むだろうと、こういう見通しを述べたと思いますが、民間委託というのは、最初の立ち上げのときにはある程度の安いお金で抑えるけれども、あとは次々と、もうどんどん自分のところですから高くなる。小さな市町村ではせいぜい、計算センターがある町なんていうのは、計算センターだったら2,000万円かそこらで済むものを、それでやれば3,000万円も4,000万円も取られている、こういうふうなことになるわけです。

私が質問したいのは、賀茂郡下の広域市町村圏のリーダーとしての下田市長は、そういう流れの中でどうして広域的な処理の有利さというものを、そういう市町村長と共同して処理しましょうというリーダーシップをとれなかったのか、極めて残念であるわけです。

この点について、後戻りの議論でございますが、うわさされているような広域行政の破壊、破綻というものが、今後予想されるつくし学園組合であるとかあるいは共立湊病院組合であるとか、自分ひとりだけではできない事務をみんなで共同して進めようという、そういったすぐれたやり方が次々と破れていくということについて危惧を生ずるために、下田市長はなぜ計算センターとしての解散をせざるを得なくなったのかと。外部委託による不利益というものは見えているわけです。あるいは財政的にも必ず負担が増えるということはわかっている。にもかかわらず、それに移行せざるを得なかったのか。この点についてまず第1点目にお伺いします。

第2点目は、今となって解散ということを下田市長以下関係する市町村長が決めてしまった。だとすると、私たちの下田市のコンピューターシステムというものはどうなるのか、どういう処理をするのか。この点をやはり執行部からきちっと市民の前に、要するに石井市長からきちっと市民の前に、計算センター処理はやめたけれども、今度は計算センターよりもっと有利なこういうものでやるんだ、ですから大丈夫ですよと、こういうものを示されなければならぬと思うんです。

いわゆる民間委託、民間委託というやり方でやろうとしているようでございますが、私は、下田市の個人情報のあらゆるものが詰まっているこのシステムを一部の民間の業者に全部ゆだねていいのかどうか。そういう点について、今後の下田市のコンピューターシステムというか計算処理というものをどういう方向で進めていこうとしているのか。そして、それに対するいわゆるメリット、デメリットをどのようにお考えになっているのか、2点目にお伺いします。

3点目に、後の議案にも関連するわけでございますが、計算センターの解散に伴ってさま

さまざまな問題点が生ずるわけです。ご承知のように、下田市長が管理者を務めている一部事務組合は、計算センターを含めまして、つくし学園組合、斎場組合、南豆衛生プラント、そして下田地区消防組合と幾つかございます。これらの一部事務組合は規約によってこの執行機関を決めております。執行機関のうち、下田市が置かないことを決めようとしている収入役は、要するにこの計算センターもそうですが、計算センターの収入役は下田市の収入役をもって充てるというこの規約を、いわゆる一部事務組合の規約で収入役を決めているわけです。

今回、収入役を置かないということを決めるのは大変な暴挙だと思います。規約の改正を伴わないでこのことを進めようとしているわけですが、今回の提案になっているのは計算センターでございますが、平成16年度の計算センターの決算の調製はどなたが行うのか。これが質問の4点目です。規約では下田市の収入役が決算を調製することになっているけれども、収入役を置かないということを決めるわけですから、もう大変な矛盾があるわけですが、どなたが行うんだと。

次に、課長さんの説明によりますと、大変な矛盾を感じますが、財産の処分に当たって、計算センターの財産については土地と建物、公有備品があると。しかし、建物は値打ちがないから解体して土地だけ処分するということを行っているわけです。しかし、財産の処分に当たっては建物というものを明確に評価すると。これは大変な矛盾なんです。建物はもう値打ちがないから解体して土地だけ売ると言っていて、今度は議決事件の財産の処分については、建物というものを明確に財産に位置づける。これは極めて市民、議会を愚弄することになるわけです。

そうなるでしょう。だって、建物は解体して土地だけ処分するんだと。だとすると、もうそれは財産じゃなくて負なんです。恐らく解体費用は数百万円かかるんです。あれだけの建物を解体し、あれを処理するには数百万円かかります。そこに大変なごまかしがあるんです、あなた方のこの提案に。ですから、これはやはりちゃんとつじつまの合うようなお話をしないとイケない。

それで、参考までに、最後に市長が決算の調製ができるかのようなお話をしましたが、僕は今まで市長が決算の調製ができるというのは聞いたことは……。自分もいろいろと地方自治法等々は勉強しまして、ちょっと12月に入院しまして体調を崩しておりまして、地方自治法を読むこともなかなかできにくくなりましたが、決算の調製を市長ができるのか、要するに執行機関の長が決算の調製ができるのかという点ですね。決算の調製というのは収入役に専属する機能のように今まで理解してきたわけですが、どうも説明の中で決算を市長が調製

できるというふうなお話でしたが、参考までにその点について説明していただきたい。

そして、今年度の3月31日以降の4月1日から清算事務に入ると。清算人は下田市長だと。清算に伴い入ってくる債権というのは、恐らく負担金しかないと思うんです。簡単に言うと、それぞれの市町村から3月31日までに入らなかった金を、仮に入らなかった場合にはそれを債権として確保しなければならぬということで、それほど大きな債権があるとは思わない。では債務は何かといったら、建物を解体したりするのが最大の債務であるわけです、土地を処分するんですから。そうした場合の費用等々はどのような予算等々を講じて行うのか、最後にお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 幾つかのご質問がありました。

まず、解散に当たって、管理者である下田市長がどのような考え方でこの解散同意をしたかということでございます。全協の中でご説明させていただきましたように、この解散の問題につきましては、構成団体の長の方からご提案があり、最終的に私が判断させていただいたものであります。問題は、今後この計算センターのあり方というものにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、東伊豆町が単独でやっておる、それから西伊豆町も単独でやっておる 民間委託であります。そういう中で西伊豆町と賀茂村が合併をすることになります。

それで、賀茂村が当然のことながら外部委託になります。当初は松崎町が合併の中に入っておりましたので、当然松崎町も抜けるという中で、河津町は単独でもう4月1日からいくよという方向性が出ておまして、現実的には、当時は下田市と南伊豆町が合併というものを抱えておりましたために、その辺の検討が少し遅れておりました。

という中で、7つの構成団体のうち5つが外部へ委託するというような方向性の中で、今回解散というものが提案されたわけではありますが、やはり今後広域でやっていくメリットと、今回計算センターの解散、これはもう広域というものに反するじゃないかというのが議員の多分おっしゃっている趣旨だと思います。この計算センターのあり方につきましては、例えば東伊豆町が単独でやっても大きな支出が伴う。ですから、本来はみんなが広域でやっている中で安くできるのではなからうかという議論と、もう一つは、今計算センターが使っているホストコンピューターですね。ああいう大きなコンピューターの中ですべてを扱っているという形から、やはりもっと細部にわたってクライアントサーバーを使いながらやっ

ていく方法に、もう時代がだんだん変わってきています。

ですから、今回の計算センターの解散というものにつきましては、やはり業界の流れとかコンピューターを使う業務の流れというものが、大きなコンピューター1台でもって扱うんじゃなくて、それぞれの業者が持っているクライアントサーバーを使ってやっていく業務が時代に適しているという流れも一つございます。

そういう中で、外部委託にした方が自分たちがやりやすいというような各構成団体の判断の中で、今回、本来は大きくやればいいんでありましょが、それぞれの構成団体が自分たちでそういう業務をするよという方向性になったというのが、一つの大きな解散の理由であろうと。私も、そういうような形の中でやむを得なしという判断をいたしました。そうしますと、残る下田市と南伊豆町がこの計算センターを持って運営することは不可能であります。

ということで、2つ目のご質問でありましたが、では今後、下田市はどのような方向性を目指していくのか。当然のことながら、現在ではやはり1年間ぐらい下田市の場合は外部委託というものが遅れるというように思います。しかしながら、当然下田市と南伊豆町の2つでこの計算センター業務を運営することは不可能でありますので、私自身も、将来はやはりクライアントサーバーを使った外部委託という方向にしようと、こういう考え方を持っております。

それから、収入役を置かないという問題、建物の問題と決算の扱い、残務整理の問題、この辺は担当課長にいろいろ精査をさせておりますので、担当の方からご報告を申し上げたい、このように思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 計算センター解散後の下田市の今後の電算業務なんですけど、先ほど言いましたように、とりあえずクライアントサーバー方式ということで、民間委託ということで現在準備しているわけでございます。先ほどいろんな面で、経費の面で話ございましたが、実際に下田市で現在の計算センターを動かした場合の費用ですが、5人ぐらいの人数を見込みますと大体9,000万円ぐらいの費用がかかるんじゃないか。それで現在、東伊豆町が単独で運営しておりますが、16年度予算の中で大体8,700万円ぐらいかかっていると。そこも今、職員5人体制で電算処理を行っております。

そして民間委託ですが、今我々が進めています民間委託ですと、実際に業者が3社ございまして、その3社といろいろ話を進めておりますが、17年度、例えば構築費用が約3,600万円ぐらい、それで18年度以降については、年間やっぱり5,500万円ぐらいはかかるだろうと

ということで、5年間のトータルでいきますと約3億 2,200万円くらいはかかるんじゃないか。それで、センター単独の運営の場合、先ほど 9,000万円くらいかかると言いましたので、5年間行いきますと4億 5,000万円くらいかかるだろうということで、非常に民間委託の方が経費は安くなっております。

それで、この間、NHKテレビの「クローズアップ現代」で、これは1月 18日に放送された大型コンピューターと自治体という一つの放送でございましたが、今のホストコンピューターの長所というのは、1台の大型コンピューターの中にすべて情報を内蔵しているわけですが、その中身を変えるのに、その大型コンピューターを買った業者でなければプログラムを変えることができないわけです。やたらにこちらで仕様書をつくってやることもできないものですから、いろんな面で業者任せという感がございます。

今後、我々が進めておりますクライアントサーバー方式については、このホストコンピューターの欠点を補うために改修された機能ですか、改修のためにシステムの機能をサーバーサーバーというのは情報を出すところなんです、それとクライアント、情報を使うところに分散させて交渉を図ったシステムであるということで、すべて標準的なウィンドウズなどを利用してそのシステムを構築していくために、低価格で維持していくことが可能であります。

また、通常のパソコンと同じような環境になるものですから、業者間の競争をさせることができるということで、基本的には非常に安くなるということで、すべて業者の言いなりで予算執行ということではなく、それぞれ競争をさせながら電算システムをつくっていくということで、我々は、今後進めていきます民間委託の方が非常に経費的には安くなるだろうという確信はしています。

また、非常に心配されておりますデータの情報の漏れですが、それぞれの進めている業者についても、今情報のセキュリティーマネジメントシステム、ISMSというんですが、そういう認可を受けてそれぞれきちんと情報についてはやっておられます。このISMSというのは、情報セキュリティーマネジメントシステムという名称でございしますが、情報セキュリティー、品質を確保するために適切な管理が行われている企業に対して、財団法人日本品質保証機構より与えられている認証でございします。非常に高いセキュリティーの安全が確保できるというふうに言われております。

また、それぞれの会社については、もう設備は万全だと。センター、そのデータがあるところへ入るには当然ICカードとか、いろいろなテレビカメラがセットされておりますから、

それらについては十分申し分ないということです。

また、当然個人情報ですから、下田市にも個人情報の保護条例等がございます。それらに基づいた情報の漏れについては、もう十分職員等も把握がなされているのではないかと思います。この間のテレビではないんですが、大型コンピューター、業者任せというような、常に業者の言いなりで費用が出るということで、今後については、そういう費用の面を見ますとクライアントサーバー方式に全国的になっていこうということで、佐賀市の市長さんがさらにでましたが、そういう放送もございました。

それで、一部事務組合、計算センター、当然組合の決算等は収入役ということでそれぞれ組合には収入役がありますが、下田市の収入役がいなくなっても、構成市町村は下田市だけではございませんので、その事務を、例えば規約の改正をして南伊豆町の収入役さんにやってもらおうし、河津町の収入役さんにやってもらおうし、当然それらについては3月に規約改正をする。例えば下田市の収入役といった場合は、3月議会でまた規約の改正をする必要があるのではなからうかと、そう思います。

また、小林議員から決算の調製はどうするんだという話でございましたが、先ほど基本方針の中で説明をさせていただきました。基本方針の9ページに、決算については、地方自治法施行令第5条第2項の規定の準用によって解散の日をもって打ち切られますので、旧一部事務組合の管理者だった下田市長が決算をするこ ことになるということで、これはやはり法的に管理者だった下田市長が決算の調製をすることになります。

財産ということで建物と土地については、とりあえず建物と土地ごとに売却ということでまず最初に話を進めようかと思います。それで、あの地区の用途地域は準工業地域でございます。住居環境においてはちょっと厳しいところではないかということで、なかなか建物ごとの売却というのは難しいだろうと。建物と土地ごとに売却できればそれにこしたことはございませんが、当然、建物の売却がなければ取り壊すことになるだろうと思います。

3月31日に解散しますので、もうセンターの法人はなくなります。その建物については下田市のものではございませんので、構成団体の共有物ということで、当然これは保存登記をしなければならないということで、そういう措置はとらせていただきますが、処分に当たってもとりあえず基本方針の中では、建物については使用目的が今のところないものですから、それぞれ団体の使用目的がない、下田市も使用目的がないということで取り壊しましょうと、土地については売却しましょうということで、今の段階ではとりあえず確認をしてございます。

当然、解体するときについては費用がかかります。下田市の名をもって下田市が事務を継承しますので、下田市が責任を持って解体し、その解体費用については、その負担金については建設当時の負担割合、均等2割・人口8割をもって負担金をいただくことになろうかと思えます。そういうことで協議は進めてきました。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 質問者をお願いします。

質疑の途中ですが、10分間休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） それではここで10分間、休憩させていただきます。

午前11時 6分休憩

午前11時17分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

10番。

10番（小林弘次君） 答弁をいただきまして、考えているところは大体わかりました。

そこで再質問でございますが、私が一番関心があるのは、やはりこれまですぐれて安定的で使い勝手のよかった計算センターシステムというところから、新たにクライアントサーバー方式ということで民間委託になり、それぞれの職員やそれぞれの場所で自由にそういうふうな機関から情報が引き出されて、そして情報がさまざまな形で漏えいされる危険性というものを直感するわけでございます。

その点について、多少、今後当局としても研究されることであろうから、ぜひ本市の情報処理についての最善の方向を、もう初めからこれだということではなくてさまざまな形で、直営も含めて今後研究していただきたいということをまず冒頭に申し上げたいと思います。

そういった中で、まず市長さんにお伺いしますが、それほどこの計算センター処理方式よりも時代に合った、もうすごくいいシステムならば、河津町や松崎町や西伊豆町がどんどん先にやって、平成17年4月から自分のところのシステムでどんどん進むというときに、下田市だけは何だかまだそんなものはやっちゃいないという、そんなにいいシステムをやらないというところもちょっと不思議なんです。これはちょっと皮肉っぽいから、あれですから言いませんが。

そこで、説明によりますと、下田市は現在の計算センターを平成 18年 9月までは最低使うことになりますね。したがって、財産の処理であるとかなんとかというふうなことを言っても、約1年半は凍結になるわけです。仮に3月 31日解散する、そして次の日に、解散したから、ある人が、では全部その土地と建物を買いますよと言っても、実態は処分ができない。来年の9月末までは絶対にできない。なぜならば、下田市や南伊豆町はそのシステムを使わなければ今後この情報処理ができないということになるわけです。

したがって、この解散に当たって下田市は大変な事務の遅れを来しているんです。怠慢とミスをしているんです。ここはやはり市民の前に明らかにさせていかなければならぬ。怠慢とミス、失政があるわけです。

そこで、仮にそんなに立派なシステムであるならば、そこで始まるんですが、もう初めから決めていて解散はもう早くからわかっていると。9月だとか3月だとかちまちました議論もあったけれども、平成 17年度は解散なんだと。だとするならば、それに対応する対策をとるというのが執行者の当然の責務です。それを怠ってぐずぐずやってきた。そして実態は平成 18年 9月まで計算センターを使わなければならぬ。解散による事務も、実質的な計算センターの財産の処分も来年度の9月過ぎまではできない。この実態はやはり大きな石井市長の失政、ミスだと思います。

そこでお伺いします。平成 18年 9月まで、計算センターをこのように下田市と南伊豆町が使っていることにおける費用というものは、総費用、リース料等々はどのようになるのか。二重の投資、要するに一方ではクライアントサーバーの仕事を頼みながら、もう一方では計算センターの維持というかそういうものに実質的な金を払わなければならぬ。しかも、実質的には、恐らく3人や5人の職員では仕事ができない大変な事態が生ずると僕は思うんです。

少なくとも平成 17年 9月までは、河津町や松崎町が決算事務に当たったの決算統計等の処理を進めるから、河津町や松崎町、そして賀茂 村から西伊豆町に配属された職員も参加するでしょう。しかし、それ以降は、約1年間はもう全部来なくなる。下田市と南伊豆町に残された4人の職員であれを回さなければならなくなる。それが可能かどうか。

したがって、もし私の言っているように、全然そんなことは市長の方は説明していませんが、来年の 18年 9月まで使わなければならぬということは説明から当然そうならざるを得ないわけで、そういうことは言っていないんですが、僕のあれでは 18年、来年の9月までは使わざるを得ない。そうしますと、そのリース料、総費用はどの程度になるのか。そしてそれを動かす人材、仕組みはどうなるのか。こういうことが下田市における安定的な情報処理に混

乱を来さないかどうか。こういう点についてお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 下田市が18年9月まで、また計算センターの機械を使っていかなければならないということにつきましては、よその地区と比べまして1年間遅れた、これは下田市と南伊豆町の合併議論がされておったときの話でございまして、下田市が単独になるのか、南伊豆町と合併して2つの町が1つになっていく方法論を考えるのか、まだその辺の議論ができていないときであります。ですから、下田市と南伊豆町の場合は、この合併議論というものについて精査をしておるときでありましたので、やむなく1年間遅れたというのが事実であります。

ただ、松崎町については、合併の3町の中に入っておりましたので、西伊豆町と同じ外部委託、クライアントサーバーを使うという中で議論をして準備をしておりましたので、最終的には松崎町の方にも合併が破綻をした段階でどうするかと、下田市と南伊豆町と河津町でやる考え方がありますかということ松崎町長にご返事いただきたいということで猶予を与えたんですが、結果的には、自分たちも単独で準備をしてきたから最終的に単独でいきますと、こういうご返事の中で、下田市と南伊豆町は1年間延びたということでございます。

それから、1年9月以降におきましては、議員ご指摘の下田市と南伊豆町がこの計算センターの施設なり機械を借りて運営しなければならないということにつきましては、下田市が受ける3人の職員、それから南伊豆町が受ける1人の職員、合計4人の職員で運営させる準備を今しているところであります。

費用とかの問題につきましては、事務局の方である程度積算してあると思いますので答弁をさせていただきたいと、このように思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、解散後の4月以降ということですが、下田市と南伊豆町はシステムがまだでき上がっていませんのでセンターを使っていくことになります。それで、河津町、松崎町、旧賀茂村については決算統計事務があるものですから、その決算統計事務は新システムではできませんので、センターのホストコンピューターを使っていきます。法人がなくなりますから、下田市が責任を持って計算センターの事務を承継して、下田市がやります。河津町、松崎町、旧賀茂村、南伊豆町からはその分の委託費用をもらって下田市がやります。

当然4月、5月というのは税関係、国保の本算定までいろいろ打ち込み作業がありますの

で、ある程度の体制が必要だということで、とりあえず7人体制でやっていこうかということで、それぞれ採用していただく河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町から職員1名ずつを派遣していただいて、半年間はセンターを動かす。この派遣の費用については、職員の人件費についてはそれぞれの採用してくれる団体で持ってもらいましょうということで、これは基本方針の中で各首長さんと協議が調っています。

それで、10月以降は、もう本算定とかそういう業務はなくなります。センターの事務もなくなりますから、とりあえず下田市3人、南伊豆町1人の4人体制で十分だということで、10月以降は4人体制で運営していくということです。

それで費用ですが、皆様のお手元の説明資料の9ページに、先ほど3月解散、9月解散の比較ということで皆様に示しましたが、3月解散の場合、上の表の17年度後半分ですが、下田市と南伊豆町が運営した場合、全部で3,59万5,000円という費用がかかるわけです。16年の3月補正から含めると全体で6,71万5,000円ほどかかるわけですが、これがまた次の後半の9月まで延びますので、後半分と同じような金額がかかるということで、大体九千四、五百万円はかかるだろうという計算になるかと思います。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 15年11月17日に市長が他の町村会の首長から申し出を受けて、大変困っている市長の顔が想像できるような気がするわけでございます。なぜなら、この問題は、クライアントサーバーという方式が下田市にふさわしいものだということで十分検討して下田市長の方から提案した、そういうものでないことは明らかであると思うわけです。

そういう点で、第1点目は、外部委託というような形ではありますけれども、クライアントサーバー方式というものは外部委託をしなければできないのか。必ずしもそういうものではないと思うわけです。HOSTコンピュータではなくて、そういう使い勝手のいい機械を入れて、それを運転するプログラムをまた投入して運営ができると、こういうものであろうと思うわけでございます。それを委託するか、あるいは今と同じような形で共同で進めていくのかということは十分議論していかなければならない、そういう問題であると思うわけでございます。

ところが、当局の方の見解は、はなからクライアントサーバー方式というのは委託をしなければできないものであると、こういう前提に立って議論を展開しているようでございます。

が、その点はどうか、まず1点お尋ねをしたい。そういう方式ではなかろう、十分再検討する必要があるのではないかとというのが1点目でございます。

このようなクライアントサーバー方式にしていきますと、大きな疑問点が出てくる。情報の漏えいはどうするのかということをお林議員も言われましたけれども、銀行においてさえカードによって大量のお金が引き出されている。暗証番号さえきちり個人が管理していても、そういう事態が現実の問題となって、銀行が補償しようかというようなことまで議論される昨今であると思うわけでございます。

外部委託にする危険性、あるいは自分たちできっちり今までどおりやっていくことの、費用にかえがたいその保証といいますが、そういうものがどのように検討されてきたのか。これだけの自治体の体制を変更していく計算センターの内容であれば、当然役所の中に検討委員会が設けられて、それぞれの専門家の意見を聞いたり担当職員の意見を聞いたりして進められるべき課題であると思うわけでございますが、そのような手続がどのようになされたのか、なされてこなかったのか、第2点目としてお尋ねしたいと思います。

第3点目としまして、百歩譲って、市長が申し述べるようにクライアント方式という形態に変えていかなければならないと、そちらの方がベターな方式だと、しかもそれは外部委託がよりいいんだということであったとしても、従来やってきました計算センターのホストコンピュータの耐用年数といいますが契約年数が18年9月までということになれば、当然それらのものは、そうはいいまして18年9月まで一定の研究機関を置いて、その時点で解散しようという提案をして、そこで議論がなされるということが当然であると思うわけでございます。市長の答弁で見ますと、他の町村会の首長さんから申し出を受けて、7町村のうち5町村がクライアントサーバー方式外部委託にしたのでしようがないのかなと、このような判断を結果としてされたというぐあいに理解するわけでございますが、やはりその判断に大きなミスがあったと思うわけでございます。

そのような町村の言い方であれば、この一部事務組合は各首長のそれぞれの合意がなければその決定はなされないわけでございます。そういう点からいって、下田市の見解は違うということをお市長自身が申し述べれば、このような結果にならなかったということは明らかであると思うわけでございますが、その点はそういうぐあいに理解をしいいものかどうか、市長の見解を3点目として伺いたいと思います。

それに関連しまして、この17年3月で解散をすると。そうしますと、業者とのリース契約の解約負担金を3,84万5,000円支払わなければならないんだと。こういうことでいいますと、

5 町村の要望によって解散しなければならないという事態に立ち至ったということになれば、やはり下田市が 1,605万 8,000円を負担するというのではなくて、当然他の 5 町村にそれらの費用を負担していただくと、こういう交渉を、市民の税金をきちり守るという観点からも主張をしなければならないと私は考えるわけでございます。諾々と解散を了承し、さらにこの解約金までも払おうというような方向というのは大変疑問があるんじゃないか。

さらに、その後 18年 9月まではこの計算センターのコンピューターを使用するわけでございますので、10分の1のリース料を払うんだと、このようにも言っていると思うわけでございます。この10分の1の借用料も含めて、7カ市町村できっちり話をするということが必要であると思うわけです。

その点は、説明資料の2ページの市町村負担割合というところで、業務量費用利用割合、上記以外の費用は均等割2割・人口割8割とこのようにして、電算処理休止市町村は2割・8割を算出、10分の1とし、10分の9は再配分するというぐあいに書いてあるわけでございますが、これは具体的にはどういうことか。数字上の説明をあわせていただきたいと思うわけでございます。

それから4点目としまして、7ページでございますが、解散するに当たって職員の給与等について記載がございます。職員の給与は、下田市職員の給与に準じて、それぞれ構成市町村で採用となれば、前歴換算をし給与額を決定することになるが、採用する団体の職員との均衡を考慮する必要があり、この際給料が下がったとしても不利益処分にはならないと、こういう見解を出しているわけでございますけれども、各市町村の思いでこの職場を、計算センターを解散する、しかし同じ仕事が別な形でそこに残るわけでございます。

一部事務組合としてやるか各町村ごとにその仕事をするかというようなことは、仕事そのものは残っているわけですから、その仕事に携わってきた職員が当然、係長であれば係長としての職務にそれぞれ採用された自治体において待遇を受けると。さらに、給与が下がるなどというようなことは、少なくともその採用時と同等の給与が支給されるということは当然のことであろうと思うわけです。

給料表の形態が違って、5年後、10年後に今の下田市の体系と違うので給料が若干違うよというようなことはあったにしても、採用時点において給料が下がっても不利益ではないと、このような見解というのは、やはり自治体として許されないのではないかなと思うわけでございます。法的にどうこうというようなことではなくて、やはりこのような不利益と言ってもいいようなものはきちり対処をしていただきたいと思うわけでございます。

以上、4点質問いたします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） まず1点目ですが、クライアントサーバーシステムを民間委託ということではなく今のセンターでできないかという質問でございますが、今、例えば介護保険のシステム、住基ネットワークのシステムについては、ほとんど国がその仕様をつくってそれぞれ全国共通の様式の中でやっています。それで、法改正等がありますとセンターの職員ではできませんので、それらについては当然業者に委託してやっております。そういうものが今、国の方からどんどん公共団体へ下がってきます。

そうしますと、クライアントサーバー方式といいながらも、職員が手がけて法改正に向かっていくことは非常に困難だということで、今どこでもクライアントサーバー方式というのは民間委託の手法でやっております。この間も、やっております裾野市とか吉田町に視察に行ってきましたが、ほとんどクライアントサーバー方式の中でも民間委託という手法でやっております。センターでクライアントサーバー方式を使ってやるのは非常に無理があるということで、日本全国、そういう流れの中で今動いていることは確かでございます。

それで、当然4月から新たなシステムの稼働の準備を進めるわけでございますが、これらについては新年度予算の中でとりあえず皆様とまた協議していくこととなりますが、では、どういうシステムがいいのか。それについては、税務課、市民課それぞれの電算を担当する職員で検討委員会を今設けています。その検討委員会の皆様と2月に入って視察に行こうということで、今計画をしているところでございます。

それで、先ほど10分の1の計算方法というのが沢登議員からございましたが、説明すると非常に面倒くさいというか時間がかかるものですが、センターの歳出の費用については議会費と総務費と業務費、それと諸費、予備費ということで、大きくこの5款に分かれています。

まず議会費と総務費というのはそれぞれ共通で、休止している団体でも同じようにかかるものですから、議会費、総務費。諸費と予備費については計算された計算数が、これらの総額に10分の2の均等割、10分の8の人口割で計算します。それで、計算したものの額の10分の1をとりあえず休止している団体をお願いしているわけです。残りの10分の9は、業務を行っている団体でまた再配分しております。これについてはまた後でじっくりと説明をいたしますが……

〔「何で10分の1にしたのか」と呼ぶ者あり〕

市長公室長（出野正徳君） それは長年の中で業務を休止しますから、休止している団体と

業務を行っている団体と負担を同じにするのはそこがあるだろうという中で、これは多分決めたんじゃないかと思います。

それで職員の問題ですが、我々が一番心配したのは、管理者もいますけれども、職員の処遇をどうしようかということに一番神経を使ったわけでございます。管理者がそれぞれの団体の首長さんをお願いをして、ぜひとも職員を採用していただきたいと。下田市については人口割で3人採りますから、それぞれの団体で1名ずつ採ってこないかということをお願いしまして、最初は非常に渋っておりましたが、皆様に了解をしていただきまして、それぞれ1名ずつ採用していただくことになったわけでございます。

センターの職員は8名いるわけですが、今、下田市の給与条例に準じて給与というのは支給をしております。当然下田市に来れば下田市の職員になりますので、下田市の給与体系に入ってくるわけですが、それぞれの団体で採用されますとそれぞれの団体の給与体系がございますので、それらについてはなるべく下がないように、もう一度それぞれの首長さんをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） ホストコンピューターのリース期間が18年9月までであったということで、それであれば、管理者とすれば解散時期をそこまで皆さん方をお願いしたらいいいんではなからうか、そういうご質問でございますね。

それにつきましては、再三答弁申し上げますように、やはり構成町村の考え方がしっかり出されてきた中で管理者とすれば判断せざるを得なかったということで、18年9月まで機械をリースしておるからそこまで皆さん方の考え方を変えろとは言えなかったということは事実であります。ただ、我々とすれば17年9月という線がもう最終的な妥協点かなということで申し上げたんですが、最終的には、昨年11月30日の任意の運営協議会の中でそのような形に、3月解散ということになったというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、そういうことであれば、例えば費用の負担は下田市以外のところにさせればいいじゃないかと、これはちょっと普通の論理でいけばできないことであります。それはもうそれぞれの町村の考え方があるわけでありまして、この一部事務組合というのがやはり今までこうやってうまくいったのも、お互いの信頼関係というものがあって、お互いの費用負担というものがあって成り立っていた組織でございますので、その辺のことはご理解をいただきたい、このように思います。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 多くの人が、やはり私どもの先輩が、広域行政、特にこの一部事務組合の賀茂郡下の行政は、多くの努力をして進めてきた事業であると思うわけです。この実態から言えば、今ますますそういう信頼し協力し合って進めていくということが必要な時期に来ていると思うわけですが、実態はむしろ解散というような形で、破綻の方向に進んでいるというのが現状であると思うわけです。

さらに、つくし学園であるとか斎場であるとか消防組合であるとか、この地域として一体になって取り組んできた広域行政が、この計算センターの解散ということで、引き続いて大きな影響を受けるのではないかと。それらのものも解散、あるいは脱退者が出てくるというようなことが一方では懸念されていると思うわけですが、そこら辺のことにつきまして市長はどのような見解をお持ちなのか、所信を伺いたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 他の一部事務組合のことについては、まだどうこうという答弁はできないと思います。計算センターの解散につきましては、先ほど答弁したように、もう時代の流れ、それから各構成町村の考え方、これで解散に至ったということで、ほかの一部事務組合にそういうものがどういうふう波及するか、これについてはちょっと答弁できないと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず第1点目は、今後の対応は、今お話が出ているようにクライアントサーバー方式の方に当局としては進んでいこうということですが、私もちらっと聞いたのは、方式は違うと思うんですが、静岡市と清水市が合併しました。このときに問題だったのはメーカーが違うということで、どえらい苦労をしているようですね。そうだとすると、先ほどの説明だと3社、有力な業者がいるということで、少なくとも合併問題というのは、県知事の権限も高まってくるし、考えるに将来また出てくる可能性は十分、そういうようなことであると僕は思うんです。

そういうことを考えてみると、もう既に西伊豆町と東伊豆町はそういう方式でいっているわけでしょう。また河津町と下田市含めて全部いくと。これがばらばらで、将来また合併だということになると、えらい問題が出てくると予測される。これは本当に損なんですね。ですから、この辺について、私は一つの大きな課題として考えるべきじゃなからうかと思うん

ですが、当局はどのように考えているかお尋ねします。

それから2点目にはこの財産の処理ですが、特に建物ですが、私も昨日もう一度実はあの建物を見に行きました。昭和54年建設で今経過しているのは26年ですね。しっかりしているわけですが。この基本方針によりますと、ともかく建物は現段階では取り壊して、解体費用をそれぞれの自治体に持たせて対応するんだと。しかし、先ほども出ましたが売れば売却すると、こういう逃げの道を考えているんですが、むしろ僕はこの建物は土地つきでいるんな、行政が将来使うのかあるいは民間かわかりませんが、この方向をやっぱり真剣に考えるべきだと思うんですね。

そこでちょっと確認したいんですが、多分この計算センターも耐震診断をやっていると思うんですね。その状況についてももし今わかれば、どういう結果だったのか。私個人としては、解散してあの建物、土地を含めまして、やっぱりみんな英知を絞って、ただ単に解体して、解体費用まで持ってつぶすというのは芸がないんじゃないかと思うんです。まだ十分使えるだけの価値があるだろうと思うんです。その辺についてお聞きしたいと思います。

それから職員の状況ですが、この基本方針の特に6ページ、要は8人を先ほど説明したように下田市が3人持って、そしてあとの5つの自治体に1名ずつ持ってもらうんだということですが、(3)ですね。要は方針と職員の意識が今は非常にずれていますね。職員は1名を除いて下田市に採用してくれと、こういうギャップがあるわけです。

この点についてはやっぱり相当気を配って、給与の問題もありますけれども、十分その職員と協議をしてあげるといってこれは勝手にこちら側で解散の場合はなるわけで、本人たちの意向もばらばらなんで、この辺の親切さというか職員に対する思いやりというか、こういう点について若干矛盾点があるので、これらについての対応をどうするのかという点をご説明いただきたいと思います。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

市長(石井直樹君) まず機種というか、いわゆる外部委託の業者の決定でございますが、各地区それぞれがもう決定している部分があります。今のところまだ下田市と南伊豆町が残っておるところでございますが、今、下田市につきましても業者の選定中でありまして、細かく私がどこをどうのこうのということは言えないわけでありましてけれども、大川議員がおっしゃったようなことも当然のことながら業者の選定の中に少し考えが出てくるであろうと、こういう思いでやっております。

それから、施設の問題でありますけれども、建物と土地、当然これを壊して売るといって

とよりかは土地、建物つきでということのお話でございますが、耐震のあれは出ていますか、では後でまたご報告申し上げます。

それから、職員の採用につきましては職員の意向調査です ね、そういう中で、大変私自身もどこにだれをやるかというのは当然悩みました。年齢の問題とか居住地の問題という中で、8人のうち6人が下田市希望、1人が下田市でも南伊豆町でもいいということではありますが、やはり本人の出身地ということをまず選択肢に入れて考えさせていただきました。あとは年齢問題、それから今後その地区でどのように働いてもらうかというご本人たちの考え方を配慮いたしまして、これは一人一人の希望を聞いておりますと、もう皆さんそれぞれの考え方を述べますので大変難しい。ですから、そういう判断の中で管理者として決め させていただきますまして、もう既に本人たちには内示をしてございます。それで一応了解を得て、それぞれの首長の方にもこういう職員をお願いしたいということでご報告して、了解をいただいているところでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 確かに大川議員が言うように建物についてはまだ新しいというか、中へ入ってみますと本当にまだしっかりしています。本来であれば、財政上許すならば下田市で購入してもいいのかなという気持ちはございます。

先ほどの耐震診断でございますが、平成9年度に実施しております。これは社団法人の静岡県建築士事務所協会に委託して行ったわけですが、判定は、耐震性能は中位に属するが、大地震に対しては多少の被害が想定されるので、建物の重要性、建物の重要性という、あそこにホストコンピューターがあるものですから、ああいうコンピューターの機器があるものですから、そういうものを考慮すれば補強が必要と思われるということが、全体の総合的な見解でございます。

あと細かいものは今僕はわかりませんので、とりあえずそういう総合的な見解でございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 12番。

12番（大川敏雄君） ともかく今3点ちょっと私の心配事というか、この基本方針を今日読んで感じているわけですから、十分ひとつ損のないように、二重投資にならぬように、あるいは思いやりの対応というものを十分踏まえてひとつ対応していただくことを要望して、終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 1点だけお伺いいたします。

今までの説明で大方わかったわけですが、採用職員の身分についてでございます。一般職と技術職があるわけですが、一般職になれば、当然この庁舎内では人事異動の対象にもなると私は考えますが、専門職ならコンピューターの扱い等、情報処理、そういうものについてある程度の知識は持っているだろうと、そういうふうに私は考えますが、一般職なのか専門職なのか、その辺のところを教えてください。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 市役所では一般職と技術職の区別があるわけですが、センターの職員はどちらかというと専門職でございます。ある町では、センターの職員はある程度そういうものにたけているから、来たらその戦力として使うんだと、そういう意思表示をしている首長さんもあります。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第2号及び議第3号の質疑は終了しております。

お諮りいたします。

議第2号及び議第3号の2件につきましては、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、議第2号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第2号の南伊豆総合計算センターの解散につきましては、5町村から申し出があって、それを受け入れて解散するという答弁ではありますが、まさに自治体の計算事務、その主要な事務を今後どうしていくかという大変重大な課題であると思うわけでございます。しかも、これらの課題を広域行政としてそれぞれ自治体が協力し合って進めてきた。これらのものが解散という事態ですべて破綻に帰すというような方向で処理されるということは、大変重大な問題であると思うわけでございます。

しかも、クライアントサーバー方式という形に切りかえていくにしても、十分検討がされたと決して言えないような状態になっていると思うわけでございます。その多くの内容は、1点は経費の問題であり、もう1点は、内容的に見ましても情報の漏えいをどのように防いでいくのかということが、通り一遍の検討であって十分保障された検討がされているとはとても言えないと、こういう事態に立ち至っていると思うわけでございます。

さらに、今後の広域行政をどう進めていくのかという課題も出されているわけですが、それらのものも十分検討されていない。むしろ広域行政も、計算センターにつきましては、下田・賀茂地区だけではなくて伊豆半島そのものを一体として考えるというような方向も、県等の指導を受けて当然検討していかなければならない、そういう課題になっていようかと思うわけでございます。

ところが、これらの課題が十分検討されたとはとても言えない事態で、管内の5町村のクライアントサーバー方式に伴って、下田市も十分検討のないままそういう方向へ進めていくというのは大変問題があると思うわけでございます。そういう意味では、再度首長と十分な議論をして、今後の広域行政をどのように進めていくのか、計算センターの方向づけをどうするのか、再度きっちり事務局も含めて、技術的な部門も十分検討された中で方針が進められていくべきであると思うわけでございます。

そういうことからいしまして、このセンターの解散については現時点では反対せざるを得ないと思うものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番。

〔17番 森 温繁君登壇〕

17番（森 温繁君） 議第2号の計算センターの解散についての賛成意見を述べさせていただきます。

ただいまの午前中の論議の中で、当初は9月解散の予定で我々も承知しておりました関係、首長、いろんな関係の中で3月解散という方針が新たに出たわけです。そんな中で今回議案が提出されたわけですけれども、計算上は9月に解散の線と3月解散の線と、経費的にも多少3月解散の方が軽減されているのが出てきております。本来ですと、一部事務組合というのは信頼関係の中からこういうものが成り立った中で、今回ほかの町村においても、河津町、松崎町、西伊豆町も解散の決定を議会で承認されております。

そんな中で、信頼関係、それから一部事務組合の解散によって情報の漏えいとかいろんなものに注意しながらも、そういうものは当然守っていくべきではないかと思えます。他町村、いろんなものからかんがみて、今回の解散はやむを得ないものと賛成するものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第2号 南伊豆総合計算センターの解散については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号を討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） この質疑の中で明らかになりましたように、南伊豆計算センターの解散に伴う財産処分につきましては、18年9月までそれぞれ借り受けて行くと、こういう形態に下田市としてはなるわけでございます。さらに、この建物がそれぞれ有用に利用されるべ

きものを、解体して土地を早く売るというのでしょうか、解散、清算処分を急ぐというような方向でのこの財産処分については、大変異議があると思うわけでございます。

この有用な財産をそれぞれ有効に利用していくというこの観点が大変必要であると思うわけでございますが、それらの配慮がこの財産処分案の中では十分検討されていないと、こういうぐあいによく多くの議員も指摘をされたところであると思います。私もそう思うわけでございます。

そういう観点から、この財産処分案についても反対いたします。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第3号 南伊豆総合計算センターの解散に伴う財産処分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第4号及び議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定について、議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定について及び議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを一括してご説明いたします。

初めに、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、昨年の9月臨時市議会において収入役を置かないという意思表示をして以来いろいろございましたが、収入役を置くべく人選をしてきました。しかし、承諾をいただけず今日に至っている状況でございます。その間、平成16年11月10日には地方自治法の一部改正が施行されたことによりまして、従来町村のみに限られていた条例で収入役を置かないとすることについては、人口10万人未満の市においても可能となりました。

しかし、どのような場合でも収入役を置かないというふうに法は想定しているものではなく、どのような場合に置かないことができるかといいますと、1つは会計事務が簡素であること、2つ目は公正な運営を期することができる場合であります。この点について下田市はどうであるのか、課長職で構成しています事務改善委員会の行政部会で協議をしてきました。

当市では、平成7年度より会計事務が電算化され、伝票処理や各種集計作業において事務の効率化・簡素化が図られてきました。また、部分的に、会計に関する事務処理の公正確保について不断の努力を払ってきた経過がございます。また、第3次の下田市行財政改革大綱にも、簡素な行政システムの確立、健全な財政運営の確立を掲げていることから、当市において収入役を置かないという判断は妥当であるとの結論に達しました。

では、だれが収入役の職務を兼掌すべきなのか。これについて法では、助役または市長ということで規定されておりますが、市長の職務を総合的に考えますと助役が兼掌することが最善であると、委員全員の意見が一致したところでございます。

その施行時期についてでございますが、会計年度の切りかわる4月1日が妥当であると認識しまして、今回提案をさせていただきました。

では、制定条文についてご説明いたします。

地方自治法第168条第2項ただし書の規定に基づき、収入役を置かず、その事務を助役に兼掌させる。

附則ですが、この条例は平成17年4月1日から施行するものです。

収入役を置かないこととなりますので、附則第2項、下田市特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例、附則第3項、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例、附則第4項、下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例等については、それぞれの条文から「収入役」の文言を削るものでございます。附則第5項、下田市副収入役設置条例を廃止する条例は、収入役という機関がなくなることからその代理関係は生じないものであり、副収入役を置くことも職務を代理すべき職員を定めることもなくなりますので、廃止をするものでございます。

引き続き、議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

収入役を置かず、実際に助役が兼掌した場合の会計事務をどのような体制で執行していくことが一番ベターなのかについても、あわせて事務改善委員会の中で検討しました。人数的には現有の職員4人体制とし、名称も、収入役を置かないこととなりますので「出納室」に変更することとし、さらに、収入役の事務は兼掌する助役がすべて行うことができますが、出納室の事務は、会計事務のほかに市役所という組織運営上の事務を処理しなければなりませんので、事務の迅速性や効率化、他課との均衡を考慮し、また内部的に責任の範囲を明らかにするため、それぞれ管理・監督の地位にある課長に事務の専決、代決を与えることが最善であることから、また助役の職務権限に属する事務には独自の組織を設置することができないため、地方自治法第158条に基づく長の内部組織とならざるを得ないため、課として出納室を設置するものでございます。

では、条例改正関係等説明資料の14ページ、15ページをお願いいたします。

14ページは改正前、15ページは改正後で、アンダーラインのところが改正箇所でございます。第1条中、「健康福祉課」の次に「出納室」を加えるものでございます。

次の16ページをお願いいたします。

そこに現在の行政機構図を掲げてございます。その下の方の四角の枠の中でございますが、管理職手当対象課が15課から1室増えて16課となるものでございます。

なお、本文に戻っていただきまして附則ですが、この条例は、平成17年4月1日から施行といたすものでございます。

甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 下田市収入役事務兼掌条例の制定についてに対する質疑を許します。

14番。

14番（増田榮策君） この条例は、収入役を置かないということから条例の制定になるわけでございますが、昨年の6月に私は本会議で、下田市の行財政改革の一環として、収入役を法律改正によって置かなくてもいいのではないかと、こういう提言をした覚えがあります。

しかしながら、収入役を置かないということで問題が発生したのでは、この提言も水に帰してしまうと、こういうことでお伺いするものでございますが、かつて私の知る限りでは、

収入役に関連してかなり議会でも紛糾した事件というものがあつたと私は記憶しているんですが、収入役のチェックに関して何件ぐらい問題が発生しているか、当局は掌握していることはありますか。まず、それからちょっとお聞かせ願いたいんですが。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 収入役に関連した不祥事といいますが、会計事務の不適切さがどのぐらいあつたか件数ということでございますが、件数がどのぐらいということは把握していませんが、今までの小林議員等々との議論の中で、生コン支給の関係で裏金をつくるといひますか、そのような事態が 3 数年前にあつたのかなと。それは私も古いものですから記憶しております。

また、よく小林議員からも指摘を受けました最近の例におきまして、構内タクシーの問題で令書を改ざんし、余分にお金を預けたと。それを収入役がいた状況下ではございましたが一時預かって、後ほど供託したということでございます。

また、監査事務局長にも最近の状況を聞いたんですが、特に収入役に関しての会計事務的なものでの指摘はされていないということを伺っております。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 14番。

14番（増田榮策君） これは私が調べた限りではかなりあるわけです。間違っていたら間違っていたと指摘していただきたいわけですが、私も短期間で、すべてこの議会の議員の前の事件から関連して調べるのは不可能だったわけですから、多少は間違いもあるかもしれません。それはお断りしておきます。

まず、私の調べてきた限りでは水道問題、これは二重帳簿があつたということで、物品等の売り払い等で大きな事件になつたわけです。今、助役さんが言いました生コン事件、それから接待にかかわる産業課事件、これも大きな事件になつて出納の正確さが問われた事件で、私の知る限りでは、一部接待の金について机の中にその現金が置いてあつたと、こういうような事件でございました。

それから、近年になると、ほ場整備で土改連に成果表がないのにもかかわらず金を支払つたとか、それからパソコンの債務負担行為、つい最近では、駅前ハイヤーに対する台数を書きかえて納め、後で返しにいった、やりとりがあつたという極めて不自然な、過誤納というわけもわからないような理由をくっつけてうやむやにした事件、それらがあるわけです。

それで、私たまたま昭和 45年のファイルがあつたものですから、こういうのもあつたんで

す。収入役の言葉として、当時の町長さんが財産区の売却の一部のお金を勝手に融資して、その返済をしたわけですが、勝手に融資したような大事件があったわけです。倒産した会社への融資を公金を使ってやったとか、それからあと、バーや料理屋の飲み歩く費用を町長の交際費として支出していて、それがたまたま収入役に回ってきて、とんでもないとその領収書を破り捨てたというような事件があったと。これは私が調べてきた限りでもかなりの大事件になっているわけですが。助役さんもこの事件は思い当たることもあるかと思えます。

この収入役がないということについては、私は賛成でございますが、当局としては、その明確な責任体制をどういうふうに確立するかということが私は一番の重要な課題ではないのかと思うんです。今回は収入役がないということで助役さんが兼ねるわけですが、果たして助役さんと市長との関係の間でこのチェック体制ができるのかできないのか、果たしてチェックという機能上においてそれがうまくできるのか、機能するのか機能しないのかということをお私心配するわけですが、その点はいかがでしょう。お二人のご意見を願います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今回の条例の提案の中で、少なくとも助役に兼掌させると明確にうたっておりますので、今の段階で私が収入役の事務を兼掌することになります。個人的には、大変重い職務を私が助役の職務以外に受けるということで緊張しております。

しかしながら、今、公室長が述べたような経過の中で、何とか私の資質の向上も含めて、これは責任を持って兼掌できるというふうに確信しておりますし、常々こういう財政事情の中で職員も本当に少数精鋭でやらざるを得ない、職員一人一人の資質を向上してくれよとお願いしている中で、やはり特別職の一人として私も責任以上のものを、資質の向上を図ってやっていく、そういうかたい覚悟でおりますのでご理解をいただきたいと思えます。

これは私の考えです。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 収入役の事務を助役が兼掌するというので、今、助役の方から強い決意がありました。当然私は彼の能力を信じて、しっかりやれるという思いで信頼をしたいと、このように考えます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 収入役を置かないということは提案理由でお話ございましたが、昨年の8月に収入役の任期満了であるにもかかわらず違法に選任をしてこなかったわけで、このことにつきましては、9月臨時議会で私たちが石井市長のこの地方自治法違反を追及し、その責任を問う決議を行ったわけです。それで9月議会では石井市長と助役がその責任をとって、市長が1カ月10分の1、助役が1カ月10分の0.5ですか、この減俸処分を受けた。重い処分を受けてこの地方自治法違反を反省し、収入役の選任を続けるということを議会並びに市民に約束したわけです。

しかし、選任中、選任中ということを使い繕って政治的なマヌーバー、ごまかしを続けてきた、これは政治家としてあるまじき不誠実な対応であり、市長としてそういう不誠実な対応をしてきたことは長く記録されるであろうと私は思うわけでございます。この対応については、そういう点ではまれに見る議会並びに市民に対する不誠実な対応として長く記録されるだろうと。

そこで、どうも市長並びに助役さんは、地方自治体における執行機関と、そして予算に伴う行政執行と、それに伴う会計事務との分離の原則ということについての原則的な見地がおわかりになっていないと思われるものでございます。

といいますのは、ご承知のように、いわゆる予算に伴う行政執行については執行権として市長があり、そして下田市でいえば水道の企業会計を除く他の会計、1年間に約300億円に上る市民の税金やその他の公金の出納は、収入役が独自の権限を持って公正・厳正にチェックし、独自の権限でそれを行うという、これが近代経営学の分離の原則を適用したものであります。

したがって、下田市は、公務多忙でそれこそ今日も明日ももう八面六臂の大活躍をしている助役さんに、年間300億円ものこの公金の公正な管理、出納の事務をと、こういうことができるわけがないんです。

しかし、名目的には助役さんにさせて、実態的には後から出ている収入役室を出納室と改めて、出納室長を置いて、そこに実質的な収入役の役割をさせる。だとすると、課長さんは市長直属の部下でございますから、増田議員がおっしゃったように、かつて市の巨大な交際費の中で飲み食いしたお金でも、何から何まで全部これを支払えと言えどもうんもすんもなく支払うという、こういうシステムになるのがこれなわけです。

行政の事務改善、簡素な何々と言葉は並べてあっても、下田市の300億円に上る公金の公正・厳正な管理において重大な欠陥を持つシステムに変えようという、そして市長の言うこ

とを聞く課長をそれに据えるという、このことは今回のこの問題の最大の問題点になるわけです。

私はそこで、この点につきましては9月以来からのことだということでございますから、市長の独断的思いつきによってこのことが進められたということを執行当局は認めているわけですから、答弁は市長にお願いします。

まず質問の第1点は、去る1月17日の議会全員協議会において、下田市議会を代表しての監査委員から、賀茂地区交通災害共済の解散に当たって、長年にわたって市民が嘗々として負担し続けた共済掛金と、いわゆる支払い金額、見舞金として支払った金額との差額が1億数千万円にも上り、その還付をめぐって下田市は1,000万円からの損失を受けているという重大な発言がございました。

いずれ監査報告として正式に我々議会議員の前に、そのことについては監査委員から報告がなされると思いますが、当然収入役がいるならばそのような出納に関する問題点は指摘され、是正されるべきだというふうを考えるわけです。恐らく、いずれ監査委員からそういう正式な監査報告がなされるならば、あるいは管理者である市長の賠償責任にまで及ぶ重い問題点になるわけでございます。市長は、この点について厳正に監査報告を受け、それに従うお考えがあるかどうか、まず第1点目にお伺いします。

第2点目は、同じく賀茂地区交通災害共済の問題についてでございますが、賀茂地区交通災害共済は、市長もご承知のとおり、長年にわたって違法に収入役を置かず、事務局長と収入役とが兼ねておりました。その結果、市長を初め各市町村議会から出ている議長等が、毎年議会のたびに終了後、巨額な飲み食いをお金で行ってきたわけです。その金額は、観光旅行とも言えるような視察を含めて数千万円に及んでいるわけです。

この点について我々が監査請求をし、そしてそれらは一応なし崩し的に訂正されたけれども、一人としてその点について反省し、それを返還したということをお聞いたことはない。しかし、この問題の根底にあったのは、収入役と事務局長が同じで、管理者の要求どおり今日の懇親会で何百万円かかったから払っておけと、こういうことで済ましてきたわけです。こういう事態について当事者であった市長さんはどのようにお考えになってきたか、この点についてお伺いするものでございます。

3点目に、現在、地方自治体の公金をめぐるさまざまな汚職事件というのは後を絶たないわけです。つい最近、静岡県下の現職の土木事務所長が、工事の入札をめぐって業者から不正な金を受け取って逮捕されたという事件がございました。そのほか、空工事や空出張等々

で裏金をプールし、私的に流用し、そしてそれらを私的な経費に使っていたという、これが静岡県下でも警察や教育委員会にまで及んでいるという事実がございます。

今後、チェック機関がなくなるわけです。厳しい独自の権限を有する収入役がなくなって、そのような裏金づくりというものに対するチェックがなくなるわけです。下田市において、助役さんがさっき申し上げましたが、昭和50年初め、下田市内の有力な生コン業者あるいは採石業者から巨額の生コンや採石を下田市が買わないにもかかわらず買ったと称して裏金をづくり、そしてそれらをプールし、それらが流用されていたという事件がございました。そういう公金をめぐる不正というものは、そういうものをチェックする体制が極めて大事だろうと思うんです。

今回の収入役を置かずに市長直属の課長によってチェックさせようという体制でそういうものができるかどうか、市長はそういうことについてどのようにお考えになっているのか、お伺いするものでございます。

また最後に、下田市の収入役は単なる収入役ではございません。先ほどの南伊豆総合計算センターの解散の議案について議論したときに申し上げましたが、下田市長が管理者を務めるこの一部事務組合の収入役を下田市の収入役が務めると、こういうことが規約上、定められております。それで、驚くべき答弁は、そんなものは3月に決めればいいことだと、改正すればいいことだと。この議案を出す前に、1市6カ町村の合意を進めた上でこういう議案を出し、そして下田市はこういう諸般の事情から収入役を置かなくなりますと、大変恐縮ですが一部事務組合の規約の改正を全市町村でお願いしますと、こういうことを進めているのかどうなのか。

さもなければ、私の議会の審議のルールからいくなれば、同時提案というのが当然のルールであるわけです。そうでなければ、そこが生じたときにどうするのかという大問題が生ずるわけです。この実例は言うまでもなく、議会というのは不思議なところで、幾ら全協で2回、3回と諮って反対はなかった、なかったと言っても、最後にどんでん返しで修正可決になって、そして慌てて新年度予算を編成せざるを得なくなったという苦い経験をあなた方はしているんじゃないですか。

そういう点からして、議会審議のルールとして、この議案は当然今言ったように単なる下田市だけの議案ではなく、1市6カ町村の一部事務組合の審議にかかわるような議案であるわけですから、それらとの協議抜きに出されるようなものではない。

いずれにしましても、私の質問の焦点は、下田市の年間300億円に上る公金の公正・厳正

な管理システムを市長直属の課長、出納室長にゆだねるといふ、この乱暴なやり方というものに対する危惧、問題点、こういったものについて、今、市長の思いつきでこういうことをおやりになることは、長い下田市の歴史にとって大変なことになるということをぜひお考えになっていただきたいと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） まず、賀茂地区交通災害共済の還付の件、それから監査の報告を受けて市長がどういう対応をするかということでございます。これはそのような指摘を受けてから考えたいというふうに思いますが、現実には、この交通災害共済の還付の額につきましてもいろいろ意見が出て、最初に示されたものにつきましては私の方で反発して改正をさせていただきました。そんな中で、担当課長会議の中でいろいろ議論をしながら、最終的にのんだのが前回の決定でございます。

確かに、西伊豆町・賀茂村が合併することになって、その行政体が受けるものが大変大きな金額になるというように結果的にはなりましたが、私自身は最終的に担当課長から報告を聞いてやむなしと。やはりこれも先ほどから言っているように、一部事務組合の中でいろいろな流れが長い間にあった中で決定ということで、各町村長も一回決めたものを私の反対でもとへ戻して、また担当課長会議の中で練って最終的に決定したということでございますので、私の方では受けさせていただいたということでございます。

それから、賀茂地区交通災害共済の問題につきましては、既に何年か前に内部告発的なものによりまして……

〔「内部告発じゃない」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） 失礼いたしました。そのようなお話がありまして、当時異議を申し立てた議員さんと管理者との話し合いの中で決着ができたのかなというふうに思っておりますし、その後、それにかかった費用等につきましては、報酬の額というような形の中で議員さんには説明されておったのではなかろうかというふうに思います。確かに、収入役の問題につきましては、事務局長が兼任をしておったということですが、それは賀茂地区交通災害共済議会の中で、収入役をしっかりと置くということに改正をされました。

それで、視察旅行というのは我々は関係なかったんですが、会議が終わった後の費用問題につきましては、報酬がほかの一部事務組合と比べてかなり低い額であったということで、その後、会費を取りながら対応するというふうに改正されておりますので、しっかりその辺は理解をされてやられてきたというふうに私自身は理解しております。

それから、裏金をプールとか不正行為というのは、私が全く知らない時代のことでございまして、小林議員は長い間議員をやられていますから、そういうことをチェックされてきてこういうお話をされているのだと思いますが、現実に入役を課長に任せてチェックできるかということにつきましては、入役を助役に兼掌させるわけですが、専決権等を持っている課長にその辺はある程度のことをやらせるということにつきましては、チェックをしっかりと、当時の30年前の事務と、今のこれだけしっかりと事務改善がされてきた中での業務からいけば、できるというふうに判断をさせていただいております。

それから、一部事務組合の中で下田市が入役を置かなくなるということによっての影響は、この1月の7市町村長会議の中でしっかりお話をさせていただきまして、もしそういう形になったときの対応ということをご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 市長も、なかなか厳しい質問で答弁するのちょっと嫌になっちゃうというようなこともあると思うんですが、それは差し引いたとしましても、議員ですから言うべきことはきちっと言わせていただきます。

私は今回、あえて市長の今回の政策的な決定というものの持つ危険性を言っているわけです。長い間、これは市長とか我々とかなんとかということじゃなくて、こういう決定によって、今後、下田市に入役を置かず、市長もいみじくも言っているように、助役に兼掌させると言ったら、助役が実質的に入役の役をやるわけではないというのは、市長だって承知していると思うんです。

実態は、出納室の室長が入役の仕事を行う。そうすると、出納室長というのは3年に一遍とか2年に一遍とか市長が人事異動をして、気に入らなければ次々とかわらせていくということになるわけです。そうしますと、常に市長の意向に従って行動する、そういう公金の管理を独自の権限を持って、先ほど増田議員がおっしゃったようにたとえ市長の交際費であっても飲み屋のツケのようなものは、こんなものを交際費で払えるかと、こういうことを言えるようなことが言えなくなる、そういう仕組みになるわけです。

ですから、簡単に言えば、300億円からの年間の公金の収納と支出を厳正に行う、時には独自の権限で拒否もできる、そういう独自の権限を有する入役機関というものを置かないという、歴史的な改悪になるわけです。そのものが今現在だけじゃなくてそれによって今後もずっと続くというその危惧、その危険性、それをあえてさまざまな問題をとらえて申し上げ

げているわけでございます。

したがって、安易に思いつき、独断的な行政の持つ危険性というものを私はあえて冒頭から申し上げたわけで、この点につきましては一種の反対討論的なことになりますから、これをあえて市長と議論するというのもあれですが、そういうことをどのようにお考えになっているのか。制度としての制度、独自の権限を持って公金の収納や支出をチェックできるという機能を廃止するということの持つ意味合い、そのマイナスというものをどのようにお考えになっているのか。これを単純に事務が簡素化されるとかなんとかという、こういうことでやっていいのかどうなのかこういう問題提起であります。

もう一つ、賀茂地区交通災害共済の問題については、1月1日の全協で、議会を代表している監査委員が1,000万円の損害を受けているということをきちんと発言しているんです。それに対して市長、事務当局は一言の反論もしていないんです。何を言っているんだ、そんなことはないよと反論していないんです。今になって、そうじゃないとかああじゃないとか言うのもおかしな話で、市長のおっしゃるとおり、いずれ監査報告が出されると僕は思います。記録にもきちっと載っているだろうし、いずれ監査報告が出る。

市長、いずれこれは当然問題になり、市長の1,000万円の賠償責任という問題に間違いなく発展すると私は思うわけです。そういう点で、収入役を設置してあったならば、そういう収納問題についてもきちっとした対応ができただろうというのが私の意見で、そういう意味の質問をしたわけで、あえて弁解等々を聞いているわけではございません。いずれにしても、この問題については3月議会がございまして、これだけの問題ですから緊急な監査報告等が出されると思いますから、それは期待しておりますが、いずれそういう問題に発展すると、こういうことをあえて申し上げたわけです。

また、賀茂地区交通災害共済が収入役を置かないで、飲み食いの費用はみんな交通災害共済の会費で賄ってきた。あなたは報酬が安いからそれでいいんだというふうに聞こえるようなことを言っていますが、それは大間違いなんです。報酬が安いから飲み食いは、では議員の報酬が安いと思っている人はみんな飲み食いは町の金でやるのか。そんなばかな議論をしたら怒られますよ、市長。賀茂地区交通災害共済の報酬が安いから1口500円の掛金でみんないっぱいがんがんやったんだと、上がったから今度は自分たちの費用の方で出したんだと、これで話をついたんだと、そんな問題じゃない。それは市長、ぜひ考え方を改めていただきたい。そうでなければ、その考え方は違うと思いますね。

そうじゃなくて、私の言っているのは、賀茂地区交通災害共済が長年にわたって収入役と

事務局長が同じ人間であり、管理者や副管理者、そして議会を代表する議長さんなどが、議会は10分か20分で終わり、終わるとすぐそばにホテルのマイクロバスが待っていてそれにどんどん乗っていく、こういう仕組みでやってきたわけです。そして時には関係のない報道機関も呼び、コンパニオンさんも同席していたと、こういう実態があったわけです。それらの訂正を求めている。

収入役がきちんといれば、こんな金は払えないということが出たわけです。ところが、さっきから言っているように、収入役と事務局長、払う人と収入役が一緒ですから、「ああいよいよ」となったわけです。そういうことを申し上げた。要するに、チェック機関がないというものの実態を示したわけです。それについて市長は、いやその後に内部告発でと、それは訂正されて、給料が安かったからそんなことをやっていたんだと。これじゃ市長さん、ちょっとおかしな発言で、それでいいということになると、ちょっとおかしな市長さんだということになりますが、本当にそれでいいのでしょうか。おかしいと思いますね。

そんなわけで、どんなものでしょうか。交通災害共済のことも含めて私の申し上げているのは、収入役というものの持つ、昔のことじゃなくて、市長になってからのことです。市長自身もその飲み食いに参加しているわけです。昔のことじゃないんですよ、市長。あなたは昔のことで私の知らないことだと言っていますが、そうじゃないんです。それをいかにも自分のことじゃないかのように言っているのもおかしな話です。

ですから、私の質問をせんじ詰めると、先ほどから言っているように、年間300億円に上る公金の公正な支出の管理のシステムを簡単に変えても支障がないかどうか、その点に危惧がないかどうか、この1点に尽きるわけです。これは危惧があるという観点からさまざまな事例を申し上げて質問しているわけです。この1点、どんなものでしょうか。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 小林議員のご指摘でございますけれども、私自身は、今回のこの議案を出すにはしっかりした信念を持って出しておりますし、またそれを役所の事務改善委員会の中でしっかり議論して、職員の意見もしっかり吸い上げて判断をして、今回上程させていただきました。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） では、市長さんだけに質問しようと思いましたが、最後にこういうご答弁をいただきましたので、実務的なことでどなたでも結構です。関連する議案は同時提案の原則というのがあるんじゃないかということです。したがって、この議案は一部事務組

合の議案と同時に提案すべきだと思いますが、撤回して、一部事務組合の規約の改正と同時に提案すべきではないかということが1点、どうでしょうか。

2点目は助役さんにお伺いします。

助役さんの仕事は、私は見ていて、南豆衛生プラント問題を含めて大変な激務であるわけで、助役さんが一生懸命やると言っても、実質的にあの地方自治法上に定められた収入役の仕事、助役さんの仕事をやりながら兼務ができるような状態にあるのかどうなのか。本当の意味で兼務ができるかどうか。そうすると、1カ月のうち15日が収入役、15日が助役さんとか、1日のうち半日は収入役、半日は助役さんとか、どういうやり方でやるのでしょうか。その辺をちょっと参考までにお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 先ほどの同時提案ということですが、地方自治法の222条で予算を伴う条例上の措置という規定がございます。条例を提案するのに、予算が伴うものについては必ず同時提案というのは地方自治法上決まっているわけですが、市役所と一部事務組合は法人が別でございますので……。

組合の方で何もしていないわけではございません。組合には事務長だけの組織、連絡会議等がございます。組合は年2回が議会なものですから、その議会前には必ずお互いの連絡調整ということで会議を持っております。その中でも、下田市に収入役を置かない場合、そのときはどうしようかということで議論を進め、また県の方の指導を受けながら今準備を進めているわけでございます。

先ほども話したように、この件については、規約改正を伴うものについては3月議会で提案をさせていただく予定であります。

以上です。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） いや、僕は組合は違うものですから、当然同時提案の原則ではないと思います。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今回の地方自治法の改正に伴って、こういうことが可能ですよということは今まででも述べさせていただいておりますけれども、全国を見たときに、既に町村においては収入役を置かなくてもいいよということが定められておまして、約400弱の自治体が収入役を置かず、例えば助役がそれを今言う兼掌の形でやっている自治体もございます。

そのようなことで、いろんなデータも集めました、何とかその自治体の事情の中で頑張っているというのが現状でございます、私も、先ほど増田議員の質問に答えましたように大変な職務をこれから負うわけでございまして、覚悟の中で、職員ともども資質を上げ、間違いのない公平・公正な会計事務執行ができるように頑張っております。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 今回の改正は、地方自治法の 168 条の改正に伴って改正されると、こういう提案であります、出野市長公室長の提案説明にありますように、収入役をいかなる場合に置かないことができるかについてということでございますが、法文上は制限は記していないわけでございます。しかし、収支に関する命令機関と執行機関を分離して事務処理の公正を確保しようとするのが本法の基本原則であるわけであり、ただし書きがあったとしても、この原則が基本であるということは明確にされているわけでございます。

したがって、会計事務が簡素であって、特にそのために独立の機関を置くまでもなく、公正な運営が期し得られるごとき場合と解するべきであると、このように明確にされてきているわけでございます。

当局が出してきておりますのは、この次の議案で出納室を置くと、こういうぐあいになっているわけでございます。この法の改正は、出納室を置くような場合は当然、室ではなくて収入役をもって充てるべきだと、これが 168 条の公正な解釈であると思うわけでございます。収入役を置かなくていいというような文言があることを理由にして、執行権としての事務の処理とその会計をしていく原則を外してしまって、すべて執行権者が会計の処理もできると、このようなシステムに変更をするということは、これはもう大変な事態に立ち至ると思うわけでございます。

小林議員や多くの議員からも指摘されていますように、執行命令をきっちりとチェックする収入役の規定は、次の 169 条におきましても、市長や助役あるいは監査委員と一定の親戚関係等々があっては収入役になれないと、その時点で収入役を辞退したものとみなすと、こういう規定がちゃんとあるわけです。

収入役の職務がどういうものか、任命されれば 4 年間は市長といえども解雇することができない。それは、当局の進めてきた事業をきっちりチェックしていく機関であるからということが地方自治法上に明確に定められているからであります。

したがって、この提案の内容は、今回の地方自治法の 168 条の改正に伴うものと言いな

ら、その原則に照らしますと、まさに違法とも言えるような改正の内容に当たると、このように判断するわけです。簡易なものであれば、なぜ出納室を置くのか。簡易なもののみが収入役を置かなくてできると、こういう規定になっているわけでございます。300億円からの歳入歳出がこの時点で変わって5,000万足らずになるなんて、こういうことではないわけです。

事態は少しも変わっていないのに、この文言のみをとらえて、法の精神そのものをないがしろにするというようなことは当然許されないことだと思うわけですが、この辺をどのように理解しているのか、明快な市長からの答弁をまずいただきたい。

そして、この法に基づいてやるということは、収入役の職務の兼掌ということに概念上はなると思うわけですが、この兼掌の概念をどのように理解し、どのように実施しようとしているのか。出納員との関係はどのような関係になるのか。収入役の権限のもとに出納員がそれぞれの課に置かれて、課長が決裁しても一定の現金収入や支出等々のチェックをすると、こういう体制になっているわけですが、助役のもとにそれぞれの課長にその事務を代行させるというような説明をされていたと思うわけですが、課長が自ら事業をし、課長が自ら支出をオーケーしてしまっ、それがいいんだと、小さな支出についてもこういう体制になると思いますし、一定のものはやはり市長の権限内の形態になる。

したがって、収入役を置いておくことによって、そのチェック機能と責任は収入役にあるということになると思うわけですが。不祥事が起きた場合には、不祥事を起こした者及びそれをチェックする収入役をそこでただすという形になるわけですが、なおかつ、それらのものが残念ながら見過ごされてしまったということになれば、当然その責任は収入役がとると、こういうことになると思うわけです。

収入役を置かないということになれば、当然その責任は助役及び助役をその仕事に当たった市長が直接責任をとる、市長が辞任をする、こういうことにつながっていくと思うわけですが、そこら辺はどのように理解をしているのか。

それぞれの部署を分けて、会計上の問題点は収入役にきっちり責任をとっていただくという形で、ある意味では執行権者である市長も守られている。そこに不正が起きないようにしようと、こういう仕組みになっていると思うわけです。それらのものを地方自治法に違反するような解釈をして実行しようとする場合には、大変大きな問題があると思うわけでございます。

したがって、先ほど全国には400ほどのそういう自治体があるというのが助役の弁でござ

いますが、静岡県において、そのような収入役を置かないという自治体がどこで、どれほどの予算規模で、どのような仕組みでそれらのものが運用されているのか。行政改革委員会の中で検討されたということでございますので、それらの検討課題はどのように明文化されているのか、市長はそれをどう理解したのか、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

とりあえず以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、10分間休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 6分休憩

午後 2時18分再開

議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議第4号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） 先ほど沢登議員の方から事務の兼掌という質問等がございましたが、兼掌ということは、同一の人が2つの身分を兼ねて、それぞれの身分を使い分ける兼職とは全く性質を異にしております。収入役の職務権限、収入役の職務が助役の職務に変わったということが兼掌でございます。兼務ではございませんので、今まで収入役が行っていた170条ですか、その収入役の職務権限が助役の職務権限に変わったということでございます。

それで、現在収入役がいた場合には、収入役の組織については17条の6項で、収入役だけで会計事務はできないものですから収入役独自の補助組織をつくりまして、それぞれ会計事務を執行してきたわけでございます。今度は収入役の補助組織というものはなくなりますから、当然助役が執行することになります。助役ですから全く独立した機関ではございませんので、当然その事務執行をする組織が必要だということでございます。

それで出納室を設けたということでございますが、今後、単なる会計事務だけではなくそのほかにも、先ほど提案理由の中で説明しましたように、市役所という全体の組織運営の事

務をしなければならないという中で、事務の迅速性や効率性、他課との均衡を考慮して課を置くんだよということで説明しました。そういうことでひとつご理解をしていただきたいと思います。

また、現在県下でも空席で、置きたいんだけどもいろいろな事情があって置いていない市町村がございます。例えば隣の松崎町も今、収入役は空席であります。また、西伊豆町もそうでございます。ということで、ではそこはどういう事務をやっているかという、正常な会計事務を執行している。何も問題等は起きていません。また森町が、今度新しい町長さんになりましたけれども、そこは収入役を置かないよと。この間、町長さんがそういう話をしておりましたが、県下では下田市と森町だけになるのかなと。

それで、これは国の制度ということで、平成 15年6月に実施された構造改革特別区域推進本部において、その構造改革特区の第3次提案募集において、最近の地方公共団体の財務会計について電算化の進展等によって財務管理が容易になってきたということで、ある都市から収入役を置かないでもいいようなそういう法体系を整備してほしいという提案がございまして、今回、市でも収入役を置かないと、そういう法的な制度が使えたということでございます。

大変危惧はされますが、課長全員が収入役になったつもりで、これから会計事務をしていかねばならないのかなという気はしております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 先ほど言いましたように、会計が簡素であって、そのために独立の機関を置くまでもなく公正な運営が期し得られると、こういう場合にのみ収入役を置かなくていいと、こういうぐあいにこの法律は解釈すべきと思いますが、こういう見解であるのかということが1点。その見解に立つとすれば、出納室を置くというのは、やはりここでうたっているところの独立の機関を置くということになるのではないかと、この根本の質問に答えていただいておりますので、見解を明らかにしていただきたい。

それから、収入役がいることによって、チェック機関としての収入役の重大性は、会計一般処理事務ではないわけです。既にいた収入役であっても、会計事務をしないとは言いませんけれども、その責任は多くの職員に事務等やあるいは電算機械で処理していただいて決算するにしても、それは計算処理するわけでございます。それらのもののチェック機構ですね、チェック責任を収入役はきちり果たしているというところにポイントがあるわけでござい

ます。

したがって、電算処理やその事務がスムーズに進められるから置かなくていいんだという
ような結論には当然ならないというぐあいだと思いますし、収入役の責任問題からいきまして、
会計事務等に不祥事が起きた場合には直接市長がその責任をとるのか、辞任するというよう
な責任をとるのかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思うわけです。

この形態からいくと責任をとらざるを得ないと思いますし、そういう形態にしますと市政
がそこで滞る。会計上の事務によって執行権者が辞任するというような事態にも発展してい
くと、そのような危うい制度にしているのかという問題についての見解を市長からもいただ
きたいと思うわけでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 独立の機関を置かなくても公正な運営という話でございますが、
平成 14年 3月議会ですか、庁内用のパソコンの導入、また図書館のOAの推進事業において、
債務負担行為云々の中で住民監査請求等もなされました。また、監査の方からも指摘を受け、
また議会の方でも特別委員会等が設置されまして、それぞれ事務監査等を行いました。

その中で、市当局についてはいろいろな問題を提起されまして、その中で是正措置という
ことですか、例えば内部の事務専決規程や文書取り扱いまたは下 田市の契約規則、また公印
規則などに基づいた適正な事務処理について見直しを図りました。さらに、契約規則の一部
については入札制度の事務処理についても改善を図ってきたわけでございます。そういうわ
けで、職員一丸となって、そういうことがないようにということで今努めているところでご
ざいます。

そういうわけで、ある程度公正な運営ができるのかなということで、助役が収入役を兼掌
するわけでございますので、当然助役を中心として、先ほど言いましたように、各課長が収
入役になったつもりで会計事務をやっていただくんだと、そういう意識の中で協力してやっ
ていけば、これは十分できるんじゃないかと思います。

また、会計事務の簡素化についても、平成 7年度から計算センターのホストコンピューター
を使っているような業務をやってきました。それらについても事務の簡素化で迅速化・効率
化が十分図られてきたということで、先ほども提案理由の中で申したように、収入役を置か
なくても十分だということで、今回提案をさせていただいたわけでございます。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長（石井直樹君） 何かあったときに責任を負うのかということでございませぬが、私自身は、市長というものは、この市役所の中の最高責任者であるというふうに思っております。ですから、何かあったときには必ず責任をとるべき立場であるという心構えを持っていつも仕事をしております。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） 議論が残念ながらかみ合わずに、やはり地方自治法のルール、原則の問題と、運営をどうするのかということは別の問題だという点が、残念ながら当局にご理解をいただけていないというように思うわけでございます。収入役の持っている権限、収入役のチェック機能への理解不足と言ったらいいかと思えますが、その点の理解をぜひ深めてくださるようお願いして、終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第5号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） ただいま議論になりました収入役を置かないということの条例と関連して、収入役を置かなくて、私の見るところ、実質的に会計事務をつかさどるのはこの出納室であると思うわけでございます。今日、私が地方自治体の会計事務の中で今後一番難しいと思われるのは、複雑な金融情勢のもとで、とりわけ積立金の安定的な運用ということが極めて難しい時代に入ったのではないかと思います。

これも事例を申し上げて恐縮ですが、栃木県の最大の主要な銀行であった足利銀行が突然破綻する、あるいはこの静岡県下においても、下田市の指定金融機関にもなった有力な銀行が破綻するという状況がありまして、この先、金融機関安定神話というふうなものが必ずしも確保されているものではなくて、いろんな意味で金融機関というものの不安定性は続いていくのではないかというふうに思うんです。

そういう中では、少なくなったとはいえ10億円余に上る積立金、基金ですね。これの管理が、今後はさまざまな法改正によって普通預金1,000万円までしか保証されない、こういう

状況になると思うんです。出納室の課長さんが恐らくこの運用をすると思うんですが、そういう点で、確実な運用というふうなものができるのかどうなのか。今後、劇的な情勢の変化によって下田市の大事な積立金が破綻する、こういうふうな事態も決して予想されないわけではないと思うんです。そういう点に対する対応というものはお考えになっているのか、この1点。

もう一つ、せっかく出納室長さんを置くならば、ちゃんとした独立した権限を持つ機関としての収入役というものを置いた方がよほどいいんじゃないか。出納室長を置くというのは、課長を置くわけですから給与的にもそう大きな違いはないわけですね。収入役さんはせいぜい50万円ちょっとですよ。課長さんも45万円から50万円内外で、そう大きな違いがない。

そうしますと、ちゃんとした独立した機関、責任を持って、そして独立した権限を持つ収入役を今までどおり置いた方がよほど理屈に合っているような気がするんですが、あえて収入役をやめて、経費的にも仕事の処理的にもそんなに大きな違いのない出納室長、要するに課長さんを配置することの利益というものをどのようにお考えになっているのか。この点だけお伺いします。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今、下田市にあります各種基金の今後のあり方といいましょうか、管理・運用をどうするかということだと思います。ご存じのとおり、本年4月からペイオフが解禁といいましょうか、なくなりまして、すべてもう1,000万円というルールがありました保証の金額が廃止されます。

そういう法的な改正を受けまして、どのように扱うかというのは今内部で検討しておりますが、今後、決済用預金という一つの預金の保証制度がございまして、これは利子が全然つかないんですけれども、すべてそこの預金は保証されるという制度になりますので、できればそちらの方へ基金については移行した方がいいのかなということで今検討しております。

以上でございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 先ほど収入役と課長との給与ということですが、確かに収入役と課長の給与差というのはわずかですが、収入役がなくなることによってだれかあてがうというか、また課長職を新たに採用するものではございませんので、欠けた分だけ減になるということですよ。

それで一つは、今回課を置くということですが、今は収入役がいて、課長がいなくて、係

長4人体制でやっているわけでございます。当然そこには、先ほども言いましたように収入役の属する会計事務と市長の属する事務、二面を持った一つの事務をやっていたわけでございます。課長がいないことによって内部的な市役所全体の運営という中で多少支障が出てきたという中で、今回、そういう他課とのいろんな面のバランスを考えた中でどうしても課長は必要じゃないかと。

それで、今までも収入役は全部会計事務をやっていませんでしたので、会計課の組織の中へ事務をある程度与えていた。役所全体の中では、出納員とか分任出納員という格好の中で会計事務に携わっていた。全庁的に、会計事務というのは皆さんが携わっていたわけでございます。それらを考えますと、他課とのバランスとかいろんな面を考えますとどうしても課が必要だということで、今回の提案をさせていただいたわけでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 10番。

10番（小林弘次君） 内部には内部の、私たちの見えないさまざまな問題点というんでしょうか、管理職と平の普通の係長、課長さんとの一つのあつれきのようなものがあるような答弁もされたわけですが、一般的に言えば給与の差というのは、課長さんもおっしゃったように、お金の面からは、収入役を置くのと課長を配置するのとそう大きな違いはないんだと。課長ならば手軽に市長、事務部局の仕事もどんどんやらせられるんだと、こういうようなことも含めているんだということのようでございますが、それはそれといたしまして、私が心配するのは、今後の金融情勢によって、1,000万円以上のお金は保証されないという制度になる。

そういうようなことについて、一たび金融情勢の変化が生じて下田市の積立金、とりわけ大きな問題は積立金ですね。流動的な現金はともかくとしても、積立金の確保というのは難しい対応があるんじゃないか。積立金によっては、そこから出る益金によって、その益金を運用して事業を行う、そういう積立金もあるわけで、あながち無利子のところで、ただたんにしまっておくというふうなものではないことがあるんじゃないかと思うんです。

再度お伺いしますが、今恐らく県や各市町村では、いわゆる自治体では、その積立金等の管理についてどうしたらいいのかというさまざまな研究を進めているんじゃないかと思うんです。そういう点で、下田市も遅れをとらないようにきちんと対応していく必要があるのではないかというふうに思いますが、そういうふうなことを実質的に責任を持っておやりになるのは出納室長ですか、それとも助役さんですか。その点だけちょっと参考までに聞いておきます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 収入役の職務につきましては、先ほど小林議員も言われたように、地方自治法の中でこういう仕事が収入役の職務ですよということは明確になっておりまして、地方自治法 170条第2項で、その権能のうちこの部分は助役、この部分は例えば課長職という形で決めたいと思っておりますが、その中で議論をして、今、小林議員から指摘がありましたような各種基金については、言われるとおり適正な運用・管理を心がけるべく、これから決めてまいります。

ただ今回、各種の基金の中で一時運用がそれぞれ認められておりまして、これを財源の不足の際に借り入れをして支払っている。そのために、現在、下田市の金融機関からの一時借り入れはほとんど利率ゼロというような効率的な運営をさせていただいておりますので、それらも踏まえまして、今後も言われたとおりの適正な運用をしていきたいというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

総務課長（高橋久和君） 今、助役が言いましたように、要は基金から発生する果実を運用しているというのは、自分の記憶ですと、ほのぼの福祉基金はそういう運用 といいたいでしょうか、果実を福祉の財源に充てているのは事実でございます。それ以外は、すべて発生した利子はその利子へ返すという運用だと思えます。

それで、先ほどのペイオフがなくなることよっての問題を検討いたしますと、果実が発生するという面で通常の今までのような形で預金をした方がいいのか、最悪のことがあっては困りますけれども、預け入れた銀行が倒産等になってすべてペアになるという選択をするのか、非常に難しい問題だと思えます。

このペイオフが発生した時点から庁内に検討委員会がございますので、今、小林議員が言われたように、県下の動向も今調査をしておりますし、なかなか動きとして流動的だというのは承知しておりますが、それらの情報といいたいでしょうか他市の状況を見ながら、市民からお預かりした貴重な基金でございますので、確実な方法で今後それらは運用していかなければならないと思えますので、適切に対応していきたいと思えます。

〔「それはわかりますが、責任はどなたがとるのか。助役さんがとるのか」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

助役（渡辺 優君） 収入役の事務を兼掌する助役の責任でございます。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第6号及び議第7号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（高橋久和君） それでは、議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第10号）についてのご説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、お手元に補正予算書と補正予算の概要をご用意したいと思えます。

まず、1ページの第1条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,873万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ103億5,221万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出の補正の内容につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、後ほど補正予算書の概要にて説明をさせていただきます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、4ページ目をお開き願いたいと思えます。

第2表地方債補正（変更）でございますが、先ほど議第1号にて建設課長よりご説明いたしましたように、みなと橋架替事業の事業費の変更によりまして、地方債の限度額を2億7,320万円より2億6,340万円と980万円減額するものでございます。起債の方法、利率等につきましては変更はございません。

それでは、補正予算の内容につきまして説明資料によりさせていただきますので、資料の1ページ目をお開き願いたいと思えます。

まず、歳入でございますが、総務課関係といたしましては、2款1項3目土木債は980万円の減額で、みなと橋架替事業の変更によりまして、

次の観光商工課関係といたしましては、16款2項5目商工費県補助金は、さきの台風22号によりまして、下田公園の倒木処理につきまして、まだ相当処理すべき倒木があり、緊急地域雇用特別対策事業の補助枠がまだあるということで、194万2,000円をいただくものでございます。

建設課関係といたしましては、13款2項3目土木費負担金は37万4,000円の減額で、みなと橋への占用物添架負担金の精算に伴う減額、15款2項4目土木費国庫補助金は1,050万円の減額で、みなと橋架替事業の変更に伴い国庫補助金が減額となるものでございます。

2ページ目の歳出でございますが、総務課関係といたしましては、今回の補正予算の調整額として59万2,000円を予備費に追加させていただくものでございます。

次に、建設課関係といたしましては、7款2項4目みなと橋架替事業は2,126万6,000円の減額で、橋の完成見込みにより事業費の精査を行い、事務費、工事監理業務委託料、工事請負費を説明欄記載のように減額するものであります。

10款4項1目単独都市公園施設災害復旧事業は194万2,000円の追加で、歳入にてご説明いたしましたように、下田公園の倒木処理を県の補助金を受け実施するものでございます。

以上で、議第6号平成16年度下田市一般会計補正予算(第10号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

水道課長(磯崎正敏君) それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いします。

議第7号平成16年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正第2号の主な内容でございますが、資本的収入及び支出におきまして、みなと橋架替工事(上部架設工)の変更により、水道管路添架負担金の減額補正が主たるものでございます。

まず、1条でございますが、平成16年度下田市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

平成16年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものといたしまして、(4)主要な建設改良事業、改良工事費「2億874万9,000円」を「2億854万8,000円」に改めるものでございます。

次に、3条を次のとおり補正するものといたしまして、支出で、第1款水道事業費用を1

万円増額し7億 1,427万 4,000円に、その内容といたしまして、第2項営業外費用を1万円増額し1億 7,200万 8,000円とするものでございます。

第4条資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書中「不足する額2億 4,585万 9,000円」を「不足する額2億 4,565万 8,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 755万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 754万円」に、「減債積立金 2,433万 9,000円」を「減債積立金 2,414万 8,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出を20万 1,000円減額して3億 6,909万円に、第1項建設改良費を同額減額して2億 1,659万 9,000円とするものです。

次に、予算に関する説明書で2ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出で、第1款水道事業費用は1万円を増額し7億 1,427万 4,000円に、内訳といたしまして、第2項営業外費用を1万円増額し1億 7,200万 8,000円に、内容といたしまして、2目消費税及び地方消費税を1万円追加し 1,827万 5,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の支出で、第1款資本的支出は 20万 1,000円を減額し3億 6,909万円に、内訳といたしまして、第1項建設改良費の 20万 1,000円を減額し、内容として、1目改良工事費は、みなと橋架替工事の減額に伴い、水道管路添架負担金を同額減額するものでございます。

3ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業会計資金計画表でございます。受入資金は補正第1号のままでございます。支払資金は 20万 1,000円を減額し8億 7,004万 8,000円となり、この結果、資金残高は6,797万 2,000円を予定するものでございます。

4ページをお願いします。

平成16年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第1号の予定貸借対照表に今回の補正第2号の補正の予定額を増減したもので、5ページの末尾に記載してありますように、資産合計は58億 6,541万円となるものでございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページの末尾に記載してございますように、負債資本合計は 58億 6,541万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお願いします。

平成 16年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。1の営業収益6億 8,794万 1,000円から2の営業費用5億 2,846万 7,000円を差し引きますと、営業利益は1億 5,947万 4,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益18万 6,000円から営業外費用1億 5,373万 3,000円を引きますと、マイナス1億 5,191万 7,000円となり、この結果、経常利益は755万 7,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失210万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は145万 8,000円を予定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第7号 平成16年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐々木嘉昭君) 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに審議を行います。

まず、議第6号 平成16年度下田市一般会計補正予算(第10号)に対する質疑を許します。1番。

1番(沢登英信君) 10号の都市公園の倒木委託194万 2,000円の補正でございますが、どの箇所で、現状がどのようになっているのかという点が1点でございます。194万 2,000円の金額で予定する倒木の片づけを、恐らくこの2月、3月いっぱいで行うということだろうと思うんですが、この期間内に実施がされるのかという点が1点目でございます。

2点目は、緊急雇用対策事業の県の補助を受けて行うということでございますので、やはりこの不況の中で職がないという人たちが大変いるわけでございます。どういう条件の人たちがきっちり雇用対策として採用されることになるのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

議長(佐々木嘉昭君) 番外。

建設課長(宮本邦夫君) まず1点目の現況でございますけれども、これにつきましては10月9日に専決されたもので、当初が456万 7,000円ですか、それで45万 2,000円で当初専決されておりましたけれども、これにつきましては、広場から水族館までのメーンの園路の伐採及び集積処理、それと水族館側のトイレによりかかっておりました大木がありましたもので、それを壊さないようなそういったものであります。

それから、楢園の付近の伐採及び一部集積と、そういうものをやったわけですが、予想以上に人数と日数がかかったということで、木の伐採は根からの伐採をしましたが、あとの伐採した木の処理がまだ残っている。それと、あとは春日山遊歩道の方へ行くで

すか、そこへ抜ける道についてもまだ倒木が 10本以上あったと、そういったものがありましたものですから、今回、緊急雇用に対しまして追加要望したところが認められたということで、今回補正をさせていただきました。これにつきましては一応3月までに処理をする予定でおります。

それと、緊急雇用に対してですけれども、これにつきましては、一応ハローワークを通じまして森林組合が雇用しておりますので、その雇用に対しますものについてはそちらの方で対応したいというふうに考えております。あくまでもハローワークを通じて森林組合が雇用するということでもあります。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） この予算で、春日山及び下田公園の倒木の処理ができると、このように理解してよろしいのか。しかも、木の伐採についてはほぼ完了して、伐採後の片づけですが、そういうものになるということになれば、当然森林組合の方の雇用の採用条件ですね。例えばきっちりした運転免許を持っていなければならぬとか、あるいは機械、のこぎり等の免許を持っていなければならぬとかという人しか採用されないのか。雇用が大変で、そういう片づけの手伝いもできる、女性であってもこの採用になるのか、そこら辺の条件について聞きたいということでございます。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 先ほども説明させていただきましたけれども、根から切り離しておりますが、その辺がまだ長いものがありますのでそれを小さくするとか、そういうものが大部分あります。ですから、一応雇用としては森林組合を通じて雇用させていただきますもので、やはりその辺については、森林組合の方がどういう条件で どのような仕事の内容があるということ雇用すると思しますので、我々の方でこういう条件で雇用しなさいとか、それは森林組合の方で仕事の内容を見ながらの条件になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） 1番。

1番（沢登英信君） やはり森林組合に委託するのであれば、その仕事の内容についても担当課として把握しておいて、こういうぐあいになっていますよと、このような説明をできましたらいただきたい。今後のことで、了承して終わります。

議長（佐々木嘉昭君） ほかにありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 今回の 194万円はあくまでも倒木だけのものですか。というのは循環道路の方が、当初水族館から大浦の方に向けて約六百何十万かな、ついていたと思うんです。それで実際に循環道路が、水族館から大浦に向けて 3カ所大きく壊れたんですけども、そのうちの 1カ所だけは補修なされていますが、あと 2カ所に関しては全然やっていなくて、工事をやっていた外岡組に聞いたら、あの方の工事は全然何も聞いていないよというふうなことで、そこら辺のところはどうなっているのか、ちょっと説明をしていただきたいんです。

議長（佐々木嘉昭君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） ただいまのご質問ですけれども、公園の方の倒木とはちょっと関係がないといえますか、これは市の単独道路災害復旧事業ということでやっております。一応その 1カ所につきましては、まるっきり市の単独事業でしたものですから終わりました。あとの 2カ所につきましては、起債対象事業でしたものですから、これの起債申請を待たないとできなかったものですから、ちょっと工事着手が遅れておりますけれども、これも 2日の入札に間に合うように今やっております。ですから、一応 3月末には必ず 通れるように現場の方は行います。

以上です。

議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 6号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第 7号 平成 16年度下田市水道事業会計補正予算（第 2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 7号議案は、建設常任委員会に 付託いたします。

議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、本会議は 28日午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時 0分散会